

## 評 価 書 (案)

令和 3 年 8 月 2 3 日

宮 城 県

下記事業を対象として行った大規模事業評価の結果は、以下のとおりである。

## 記

## 1 対象事業名

大崎地区（東部ブロック）職業教育拠点校整備事業

## 2 事業の概要

別添資料 1 「事業概要」のとおり

## 3 県民生活及び社会経済に対する効果並びにその把握方法

別添資料 2 「評価結果」のとおり

## 4 評価の経過

令和 3 年 6 月 7 日 行政活動の評価に関する条例第 5 条の書面（評価調書）の作成

令和 3 年 6 月 8 日 宮城県行政評価委員会への諮問

令和 3 年 6 月 8 日 行政活動の評価に関する条例第 9 条に基づく県民意見聴取

～ 7 月 7 日

令和 3 年 8 月 1 1 日 宮城県行政評価委員会からの答申

令和 3 年 8 月 2 3 日 県の自己評価の確定, 条例第 1 0 条に定める書面（評価書）の確定

## 5 行政評価委員会の意見

別添資料 3 「答申」のとおり

## 6 評価の結果

宮城県行政評価委員会（大規模事業評価部会）における調査審議の経過、同委員会からの答申並びに県民意見聴取の結果を踏まえ、本事業について、行政活動の評価に関する条例施行規則（平成 1 4 年宮城県規則第 2 6 号）第 1 7 条第 1 項に定める基準に基づき評価を行った結果、本事業を実施することは適切であると判断した（評価結果の詳細は、別添資料 2 のとおり）。

なお、同委員会からの答申内容（評価書を作成するに当たり検討すべき事項等）に対する県としての検討結果は、次のとおりである。

(1) 答申内容に対する検討結果

【答申記1】

再編統合により閉校となる校舎の利活用方法について検討すること。

【検討結果1】

校舎の利活用については、過去の活用事例等を参考としつつ、地元市町の意向等をよく確認しながら、より良い活用が図られるよう検討を進めてまいります。

【答申記2】

地域のニーズや特性に配慮した教育内容や教育環境の整備に努めること。

【検討結果2】

教育内容については、地域のニーズや特性等を踏まえながら、令和3年度に教育基本構想としてまとめたところでありますが、引き続き具体的な教育内容や教育環境等の検討を進め、魅力ある学校となるよう努めてまいります。

(2) 県民意見に対する検討結果

別添資料4「提出された意見の概要及び事業担当課の見解」のとおり

事業概要

I 事業の概要

事業の名称	大崎地区（東部ブロック）職業教育拠点校整備事業																						
事業の概要	<p><b>【概要】</b>                  大崎地区（東部ブロック）職業教育拠点校（以下「拠点校」という。）は、大崎地区（東部ブロック：大崎市域のうち旧志田郡（旧松山町・旧三本木町・旧鹿島台町）・旧遠田郡（旧田尻町）及び遠田郡（涌谷町・美里町）の旧松山町に所在する松山高等学校，旧鹿島台町に所在する鹿島台商業高等学校及び遠田郡美里町に所在する南郷高等学校の3つの専門学科を置く高等学校（以下「統合対象校」という。）を統合し，地域産業を担う人材の育成や地域産業や社会との連携から地域振興への貢献を設置目的とした新たな職業教育拠点校を整備するものである。</p> <p>○拠点校の概要                  ①学校規模：各学年4学級                  ②学科構成：商業系学科2，家庭系学科1，農業系学科1                  ③所在地：現在の鹿島台商業高等学校敷地</p> <p>○統合対象校の概要</p> <table border="1" data-bbox="475 884 1407 1747"> <thead> <tr> <th>学校名</th> <th>松山高等学校</th> <th>鹿島台商業高等学校</th> <th>南郷高等学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所在地</td> <td>大崎市松山千石字松山1-1</td> <td>大崎市鹿島台広長字壱師前44</td> <td>遠田郡美里町大柳字天神原7</td> </tr> <tr> <td>募集定員（令和3）</td> <td>2学級（1学級40名） 普通科1 家政科1</td> <td>3学級（1学級40名） 商業科3</td> <td>2学級（1学級40名） 普通科1 産業技術科1</td> </tr> <tr> <td>生徒数</td> <td>生徒数 175名 1学年 63名 2学年 56名 3学年 56名</td> <td>生徒数 197名 1学年 47名 2学年 76名 3学年 74名</td> <td>生徒数 96名 1学年 28名 2学年 31名 3学年 37名</td> </tr> <tr> <td>施設規模</td> <td>校舎 4,900.42㎡ 本校舎 ・RC造（3階建） ・築30年（H2築）</td> <td>校舎 6,431.52㎡ 本校舎 ・RC造（3階建） ・築38年（S57築）</td> <td>校舎 6,106.70㎡ 北校舎・昇降口 ・RC造（3階建） ・築41年（S54築） 南校舎 ・RC造（3階建） ・築41年（S55築） 農業系実習施設 3,172.87㎡ 全20棟 ・S造，CB造，W造 （平屋，2階建） ・築22年～89年</td> </tr> </tbody> </table> <p>≪附属資料1 学校位置図≫                  ≪附属資料2 現在の統合対象校の配置図≫                  ≪附属資料3 拠点校設置場所の現況写真≫</p>			学校名	松山高等学校	鹿島台商業高等学校	南郷高等学校	所在地	大崎市松山千石字松山1-1	大崎市鹿島台広長字壱師前44	遠田郡美里町大柳字天神原7	募集定員（令和3）	2学級（1学級40名） 普通科1 家政科1	3学級（1学級40名） 商業科3	2学級（1学級40名） 普通科1 産業技術科1	生徒数	生徒数 175名 1学年 63名 2学年 56名 3学年 56名	生徒数 197名 1学年 47名 2学年 76名 3学年 74名	生徒数 96名 1学年 28名 2学年 31名 3学年 37名	施設規模	校舎 4,900.42㎡ 本校舎 ・RC造（3階建） ・築30年（H2築）	校舎 6,431.52㎡ 本校舎 ・RC造（3階建） ・築38年（S57築）	校舎 6,106.70㎡ 北校舎・昇降口 ・RC造（3階建） ・築41年（S54築） 南校舎 ・RC造（3階建） ・築41年（S55築） 農業系実習施設 3,172.87㎡ 全20棟 ・S造，CB造，W造 （平屋，2階建） ・築22年～89年
学校名	松山高等学校	鹿島台商業高等学校	南郷高等学校																				
所在地	大崎市松山千石字松山1-1	大崎市鹿島台広長字壱師前44	遠田郡美里町大柳字天神原7																				
募集定員（令和3）	2学級（1学級40名） 普通科1 家政科1	3学級（1学級40名） 商業科3	2学級（1学級40名） 普通科1 産業技術科1																				
生徒数	生徒数 175名 1学年 63名 2学年 56名 3学年 56名	生徒数 197名 1学年 47名 2学年 76名 3学年 74名	生徒数 96名 1学年 28名 2学年 31名 3学年 37名																				
施設規模	校舎 4,900.42㎡ 本校舎 ・RC造（3階建） ・築30年（H2築）	校舎 6,431.52㎡ 本校舎 ・RC造（3階建） ・築38年（S57築）	校舎 6,106.70㎡ 北校舎・昇降口 ・RC造（3階建） ・築41年（S54築） 南校舎 ・RC造（3階建） ・築41年（S55築） 農業系実習施設 3,172.87㎡ 全20棟 ・S造，CB造，W造 （平屋，2階建） ・築22年～89年																				

	<p><b>【上位計画との関連】</b></p> <p>○新・宮城の将来ビジョン（令和2年度策定）  第5章 政策推進の基本方向  政策推進の基本方向2 社会全体で支える宮城の子ども・子育て  （4）社会を生き、未来を切りひらく力をはぐくむ教育環境をつくる  取組9 安心して学び続けることができる教育体制の整備  <b>≪附属資料4 新・宮城の将来ビジョン（令和2年度策定）抜粋≫</b></p> <p>○第2期宮城県教育振興基本計画  第4章 施策の展開  2 施策の基本方向  基本方向8 安心して楽しく学べる教育環境づくり  （4）開かれた魅力ある学校づくりの推進 <b>重点的取組12</b>  <b>≪附属資料5 第2期宮城県教育振興基本計画 抜粋≫</b></p> <p>○第3期県立高校将来構想 第1次実施計画  第2章 高い志を育むための高校教育改革の具体的方策  2 未来を拓く魅力ある学校づくり  （4）再編等  <b>≪附属資料6 第3期県立高校将来構想 第1次実施計画≫</b></p>
<p>事業計画の背景</p>	<p><b>【背景】</b>  大崎地区において想定される生徒数の減少等を踏まえて、地区内の専門学科を置く高等学校のうち大崎地区の旧松山町に所在する松山高等学校、旧鹿島台町に所在する鹿島台商業高等学校及び遠田郡美里町に所在する南郷高等学校を再編し、地域のニーズを踏まえた魅力ある高校づくりを推進するため、新たな職業教育拠点校を設置する。  設置場所については、「安全性」、「敷地面積」、「発信力」、「費用対効果」、「交通の利便性」及び「開校時期」等の観点を総合的に考慮し、現在の鹿島台商業高等学校の敷地内に設置する。  ※ 松山高等学校は、敷地が2.6haしかなく、実習施設の設置が困難。  ※ 南郷高等学校は、敷地が11.2haあるが、ハザードマップ上の浸水地域（3.0m未満）であるほか、最寄駅から4.0kmと距離がある。  ※ 鹿島台商業高等学校は、敷地が8.3haであり、高台にあり災害リスクが少なく、最寄り駅からの距離が最も短い。  なお、施設については、既存校舎の築年数が38年経過し、長寿命化等の対策が必要なこと、また、拠点校には既存校の学びを基本とした専門学科（商業系学科、家庭系学科及び農業系学科）を設置するほか、新たに醸造や高校生カフェ等の取組を実施するため、商業の学びを基本とした既存校舎では実習教室等の確保が困難であることから、新たな校舎等を整備するものである。</p> <p><b>【期待される効果】</b>  （1）地域への貢献を念頭に置いた発展的な職業教育の展開を通して、地域ブランドの創出や地域振興に資する人材育成ができる。</p> <p>-----  拠点校の設置目的として下記の4点を標榜している。  ○ 食をテーマとする専門教育を展開し、社会的・職業的自立に必要な能力を持った生徒を育成する。  ○ 各学科の特色ある取組をとおして、生徒の多様な個性や能力の伸長を図る。  ○ 各学科の連携・協働をとおして、課題設定能力及び課題解決能力を育成する。  ○ 地域の教育資源を活用し、地域ブランドの創出や魅力化に取り組み、地域の活性化に貢献する。</p> <p><b>≪附属資料7 大崎地区における高校の在り方検討会議報告書≫</b>  <b>≪附属資料8 大崎地区（東部ブロック）職業教育拠点校（仮称）教育基本構想≫</b>  <b>≪附属資料9 統合対象校の敷地について≫</b></p>

	<p>(2) 魅力ある学校づくりと同時に中学校卒業生数の減少に対応することができる。</p> <p>大崎地区では、平成31年から令和10年までの10年間で中学校卒業生数が257人（13.8%）減少することが見込まれており、これに伴い県立高校の学級減や再編統合を行い、入学者定員の適正化を図る必要がある。</p> <p>1学年の学級数は、既存校が松山高等学校2学級、鹿島台商業高等学校3学級、南郷高等学校2学級の計7学級であるのに対して拠点校は商業系2学級、家庭系1学級、農業系1学級の計4学級としており、3学級（120人）の定員が削減される。</p> <p>定員を削減する一方で、醸造や高校生カフェ等の取組みを実施し、中学生の学校選択の幅を広げるとともに地域連携や学科間連携による新たな価値の創造により魅力ある学校づくりに取り組む。</p> <p>≪附属資料10 本県の中学校卒業生数の推移・将来予測≫</p> <p>(3) 築年数が経過した施設の更新により、安全で良好な教育環境が整う。</p> <p>既存校の施設については、松山高等学校の校舎が平成2年、鹿島台商業高等学校の校舎が昭和57年、南郷高等学校の校舎が昭和54年及び昭和55年の建設で、築年数が経過している。</p> <p>今回、拠点校を設置するのは、鹿島台商業高等学校の敷地内であるが、前述のように拠点校には商業系学科の他に、家庭系学科と農業系学科を設置することとしており、既存校の校舎では実習教室等の確保が困難であることから、新たな校舎等を整備するものである。</p> <p>校舎等の新築により、施設が充実し、各学科が連携した学びが実現するほか、急速に進展する教育のICT化に対応した設計等が可能となるなど、より安全で良好な教育環境が整うこととなる。</p>
<p>これまでの取組状況</p>	<p>○平成30年9月～平成31年3月        地元自治体や教育関係者等で構成する「大崎地区における高校の在り方検討会議」を5回開催し、大崎地区（東部ブロック）における高校の今後の方向性や新設校について検討し、報告書を取りまとめた。  <b>【報告書の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 少子化等の社会が変化する中においても、東部ブロックに所在する学校全体で学びの選択幅を確保し、職業人材を育成する。</li> <li>・ 現在、東部ブロックに所在する5校のうち、松山高校、鹿島台商業高校、南郷高校を再編し、涌谷高校、小牛田農林高校と合わせた3校体制とする。</li> <li>・ 新設校に設置する学科については、既存校に設置されている専門学科及び学びを基本とした上で、併せて社会や地域ニーズに応じた新たな学科の設置も含めて検討する。</li> </ul> <p>○令和2年7月        第3期県立高校将来構想第1次実施計画に「大崎地区（東部ブロック）における職業教育拠点校の設置」を位置づけた。</p> <p>○令和元年9月～令和3年1月        「大崎地区（東部ブロック）統合校教育基本構想検討会議」（専門部会も含め延べ8回）を開催し、各専門学科の具体的な教育内容について検討した。</p>
<p>今後のスケジュール</p>	<p>令和3年度 大規模事業評価、プロポーザル方式による設計事業者選定</p> <p>令和4年度 基本設計・実施設計</p> <p>令和5年度 基本設計・実施設計</p> <p>令和6年度～令和8年度 新校舎・家庭系実習棟・農業実習棟建設</p> <p>供用開始予定 令和9年4月</p> <p>令和9年度～令和10年度 旧校舎等解体        諸施設の復旧工事等</p>

## II 事業内容

用地関係	予 定 地	大崎市鹿島台広長字柰師前44
	用地確保の状況	用地の確保 <input checked="" type="checkbox"/> ・未 造成面積 — m <sup>2</sup> <input checked="" type="checkbox"/> 県有地・民有地買上・民有地借り上げ・( )
	敷 地 面 積	82,614.76m <sup>2</sup>
	規 制 の 状 況	規制区域 — 用 途 無指定（非線引き都市計画区域） 建ぺい率 70% 容 積 率 200% そ の 他 建築基準法第22条地域
建設関係	事 業 規 模	延べ床面積 校舎 7,190.00m <sup>2</sup> 家庭系実習棟 1,142.00m <sup>2</sup> 農業系実習棟 2,143.00m <sup>2</sup> 構造 鉄筋コンクリート造，鉄骨造 整備される主な施設 校舎，家庭系実習棟，農業系実習棟 《附属資料11 施設整備概要》 《附属資料15 施設面積の内訳》

## III 事業費

建設費	A	調査費	18百万円
		設計費	199百万円
		工事費（監理費込み）	5,836百万円
		その他（用地費，負担金等）	3百万円
		合 計	6,056百万円
		【財源内訳】 県債	5,253百万円
		一般財源	803百万円
		合 計	6,056百万円
維持管理費	B	40年間の維持管理費の累計 〈建設後の施設の利用を令和9年～令和48年の40年間と想定〉	
		人的経費	461百万円
		修繕・補修関係経費	3,083百万円
		運営・管理経費	2,440百万円
		その他（ )	
		合 計	5,984百万円
		【財源内訳】 県債	2,592百万円（長寿命化対策分）
		財産収入	251百万円
		一般財源	3,141百万円
		合 計	5,984百万円
合計	A + B		12,040百万円
		【参考：現在価値換算後】	
		百万円〈割引率	%〉

## 評 価 結 果

行政活動の評価に関する条例施行規則（平成14年規則第26号）第17条第1項各号に規定する基準等に基づく評価結果は、次のとおりである。

## 1 事業が社会経済情勢から見て必要であるかどうか。（第1号関係）

## 【事業の必要性】

- 少子化が進展する中で、学校の活力を維持し、生徒にとって魅力ある学校とするためには、地域における県立高校への期待を踏まえながら、社会のニーズに対応した特色ある学校づくりを進める必要がある。
- 大崎地区においては、この10年間で中学校卒業者が257人（13.8%）減少する見込みであるほか、それ以降も加速度的に減少していくことが見込まれ、一定の学校規模を維持しつつ、新たな取組みを取り入れた魅力的な学校づくりを行うとともに、中学校卒業生数の減少を踏まえた県立高校の入学定員の適正化を図っていくために、大崎地区（東部ブロック）における再編統合は必要である。
- また、拠点校は、「安全性」、「敷地面積」、「発信力」、「費用対効果」、「交通の利便性」及び「開校時期」等の観点を総合的に考慮し、現在の鹿島台商業高等学校の敷地内に設置することとするが、鹿島台商業高等学校の既存校舎は築年数が経過し、長寿命化等の対策が必要であることに加え、拠点校には既存校の学びを基本とした専門学科（商業系学科、家庭系学科及び農業系学科）を設置するほか、新たに醸造や高校生カフェ等の取組を実施するため、商業の学びを基本とした既存校舎では実習教室等の確保が困難であることから、新たな校舎及び実習棟が必要である。

## 【現施設の状況（施設の規模等）】（再掲）

学校名	松山高等学校	鹿島台商業高等学校	南郷高等学校
所在地	大崎市松山千石字松山1-1	大崎市鹿島台広長字壱師前44	遠田郡美里町大柳字天神原7
募集定員（令和3）	2学級（1学級40名） 普通科1・家政科1	3学級（1学級40名） 商業科3	2学級（1学級40名） 普通科1・産業技術科
生徒数	生徒数 175名 1学年 63名 2学年 56名 3学年 56名	生徒数 197名 1学年 47名 2学年 76名 3学年 74名	生徒数 96名 1学年 28名 2学年 31名 3学年 37名
施設規模	校舎 4,900.42㎡ 本校舎 ・RC造（3階建） ・築30年（H2築）	校舎 6,431.52㎡ 本校舎 ・RC造（3階建） ・築38年（S57築）	校舎 6,106.70㎡ 北校舎・昇降口 ・RC造（3階建） ・築41年（S54築） 南校舎 ・RC造（3階建） ・築41年（S55築） 農業系実習施設 3,172.87㎡ 全20棟 ・S造, CB造, W造 （平屋, 2階建） ・築22年～89年

《附属資料16 事業の必要性に係る補足資料》

2 県が事業主体であることが適切であるかどうか。(第2号関係)

- 県立高等学校は、学校教育法第2条及び第5条に基づき県が設置・管理する施設であり、県は学校施設の適正な管理運営の責任を負う。
- 学校施設は、本県の学校教育関係施設として次代を担う人材の育成の場として供されるもので、一定の要件を満たす全ての県民が対象となり、また便益も特定の県民に限定されるものではないと考えられる。

3 事業を行う時期が社会経済情勢から見て適切であるかどうか。(第3号関係)

- 大崎地区においては、この10年間で中学校卒業者が257人(13.8%)減少する見込みであるほか、それ以降も加速的に減少していくことが見込まれ、学校の活力を維持するために、中学校卒業生数の減少に合わせた県立高校の入学定員の適正化を計画的に進める必要があるほか、地方創生に向けた動きの中で県立高校も地域連携や地域貢献への取組が以前にも増して重視され、地域において県立高校が果たす役割への期待も高まっているところである。このような高校を取り巻く社会環境、社会的要請の変化に早急かつ適切に対応するとともに、地域のニーズを踏まえた魅力ある高校づくりを推進することが求められていることから、再編統合することが適当と判断した。
- また、統合対象校の既存校舎は、松山高等学校が築30年、鹿島台商業高等学校が築38年、南郷高等学校が築41年と長寿命化改修の目安となる築40年前後であるほか、3校それぞれを維持する場合の管理費等を考慮すると、この時期の統合が適当と判断した。

4 事業の手法が適切であるかどうか。(第4号関係)

- 本事業の類似事例となる南部地区職業教育拠点校整備事業(平成29年度)での検討結果を踏まえ、以下の理由から、PFI導入による財政面及びサービス面でのメリットが見出しにくいことから従来方式による実施が妥当であると判断した。
- 校舎等の建設費用については、入札により、費用の適正化が図られていること。
  - 民間の創意工夫を発揮する余地が大きい運営業務について、学校教育法(第62条。第37条第4項の準用規定)で校務は専ら教職員が行うこととされているため、民間が担える範囲が限定的であること。
  - 売店等の運営や警備業務に関しては、既に入札により民間委託されており、費用の適正化が図られていること。
  - 結果として、VFM(Value For Money: 支払いに対して最も価値の高いサービスを提供するという考え方。従来の方式と比べてPFIの方が総事業費をどれだけ削減できるかを示す割合)が見込まれないと想定されること。

PPP・PFI導入調整会議等での検討結果

南部地区職業教育拠点校整備事業での検討結果(平成29年8月7日に開催したPPP・PFI導入調整会議において、当該事業については、「従来方式による実施が適当」と判断されたもの。)を踏まえ、本事業については、PPP・PFI導入調整会議における検討は省略された。  
《附属資料12 PPP・PFI導入調整会議省略協議回答》

5 事業の実施場所が適切であるかどうか。(第5号関係)

【実施場所を鹿島台商業高等学校敷地内とすることについて】

- 以下の理由から、鹿島台商業高等学校敷地内での事業の実施が適切と判断する。
  - ① 県有地であり、新たな用地取得が不要であり、用地取得に要する財政的な負担が生じないこと。
  - ② 必要な実習施設等を設置するのに十分な面積を有していること。
  - ③ 既に学校が所在する土地であり、地域の住環境等に与える影響が少ないこと。
  - ④ JR鹿島台駅から約2.1kmの距離であり、他の統合対象校の敷地と比べて交通の便が良いこと。
  - ⑤ ハザードマップ上の浸水地域等ではなく、災害に対するリスクが少ないと見込まれること。

※ なお、松山高等学校、南郷高等学校の利活用については、地元市町等と相談しながら有効な活用方法について検討していきたいと考えている。

≪附属資料17 県立高校の再編等に係る跡地利用等について≫

6 事業が社会経済情勢から見て効果的であるかどうか。(第6号関係)

- 中学校卒業生数の減少が見込まれている大崎地区においては、中学校卒業生数の減少に合わせた県立高校の入学定員の適正化を図る必要がある。定員を調整する方法には、今回の再編統合の他に学級減をする方法があるものの、更なる学校の小規模化を招き、さらに学校の活力が低下する可能性がある。今回は既存校を統合するとともに、醸造や高校生カフェといった新たな取り組みを取り入れることで、魅力ある学校づくりと、学校の活力維持を図ることができる。
- 大崎地域は、世界農業遺産に認定されるなど県における農業の中心であり、学校の基本理念を「食」とすることで、地域の特性を十分生かしながら、地域と協働した魅力ある学びの展開が期待できる。
- また、地域連携と学科間連携による地域ブランドの創造、地域産業を担う人材の育成をコンセプトとすることで、地方創生に資する学校とすることができる。

7 事業の実施に伴う環境への影響が少ないかどうか。(第7号関係)

- 既に学校が設置されている敷地への設置であり、基本的に土地の形状変更を伴うものではないことから、周辺環境に新たな影響を与える可能性は低いと考えられる。事業実施に当たっては宮城県環境保全率先実行計画に則り、環境負荷の低減に配慮した基本設計の実施及び施工を行うものとし、新校舎等の建設や既設校舎等の解体の際にも周辺環境に配慮した工法等により行う。

≪附属資料13 宮城県環境保全率先実行計画 抜粋≫

8 想定される事業リスク及び当該リスクへの対応策

【事業費財源に関するリスク】

- 現在のところ想定されるリスクはない。

【災害に関するリスク】

- 新校舎については、新耐震基準により建築されることから、地震災害に対する耐震性能が確保される。
- 教育委員会では東日本大震災の教訓から「みやぎ学校安全基本指針」を策定し、各学校においては、防災訓練や防災教育などの日常的な危機管理や災害発生時の危機管理、発生後の学校再開までの対応等、あらゆる場面と様々な自然災害を想定してまとめた「学校防災マニュアル」を作成している。拠点校においても「学校防災マニュアル」を作成し、風水害に限らず様々な災害から生徒や教職員を守るために万全を期すものである。

≪附属資料14 みやぎ学校安全基本指針【概要版】≫

9 事業の経費が適切であるかどうか。(第8号関係)

建設費 (再掲)	A	調査費	18百万円
		設計費	199百万円
		工事費 (監理費込み)	5,836百万円
		その他 (用地費, 負担金等)	3百万円
		合 計	6,056百万円
		【財源内訳】 県債	5,253百万円
		一般財源	803百万円
		合 計	6,056百万円
維持管理費 (再掲)	B	40年間の維持管理費の累計 (建設後の施設の利用を令和9年～令和48年の40年間と想定)	
		人的経費	461百万円
		修繕・補修関係経費	3,083百万円
		運営・管理経費	2,440百万円
		その他 ( )	
		合 計	5,984百万円
		【財源内訳】 県債	2,592百万円 (長寿命化対策分)
		財産収入	251百万円
		一般財源	3,141百万円
		合 計	5,984百万円
合計 (再掲)	A + B		12,040百万円
		【参考：現在価値換算後】	
		百万円 (割引率	%)
投入職員数		○令和4年度～令和8年度 (供用開始まで) 延べ300人 (2人×2.5日×60月) 教育庁施設整備課職員が, 設計及び建設工事について, 関係課職員及び設計事務所及び工事請負業者との打合せを月に2～3日実施。 ○令和8年度～令和9年度 (旧校舎解体等) 延べ120人 (2人×2.5日×24月) 教育庁施設整備課職員が関係課, 地方公所職員及び請負業者との打合せを月に2～3回実施。	
関連事業費			

以上のとおり, 大崎地区(東部ブロック)職業教育拠点校整備事業について県が評価を行った結果, 事業の実施は適切と判断した。

## 附属資料一覧

	資料名	頁
附属資料 1	学校位置図	11
附属資料 2	統合対象校の配置図	12
附属資料 3	拠点校設置場所の現況写真	15
附属資料 4	新・宮城の将来ビジョン(令和2年度策定) 抜粋	16
附属資料 5	第2期宮城県教育振興基本計画 抜粋	21
附属資料 6	第3期県立高校将来構想 第1次実施計画	36
附属資料 7	大崎地区における高校の在り方検討会議報告書	64
附属資料 8	大崎地区(東部ブロック)職業教育拠点校(仮称)教育基本構想	80
附属資料 9	統合対象校の敷地について	84
附属資料 10	本県の中学校卒業生数の推移・将来予測	86
附属資料 11	施設整備概要	94
附属資料 12	PPP・PFI導入調整会議省略協議回答	97
附属資料 13	宮城県環境保全率先実行計画 抜粋	98
附属資料 14	みやぎ学校安全基本指針【概要版】	101
附属資料 15	校舎棟・実習棟に整備する教室等	105
附属資料 16	評価結果(第1号・3号関係)に係る補足資料	107
附属資料 17	県立高校の再編等に係る跡地利用等について	109

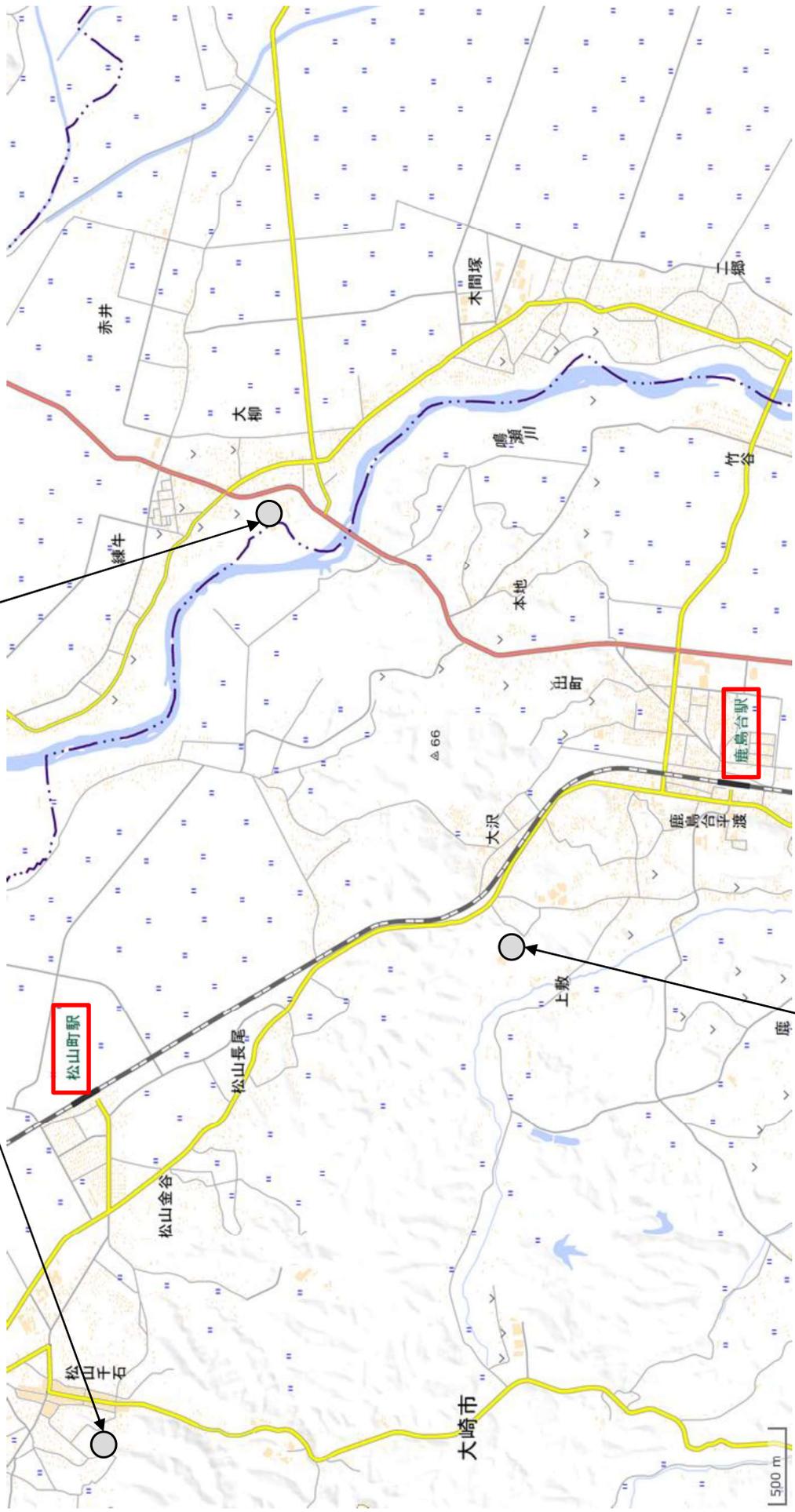
# 学校位置図

附属資料 1

南郷高等学校

松山高等学校

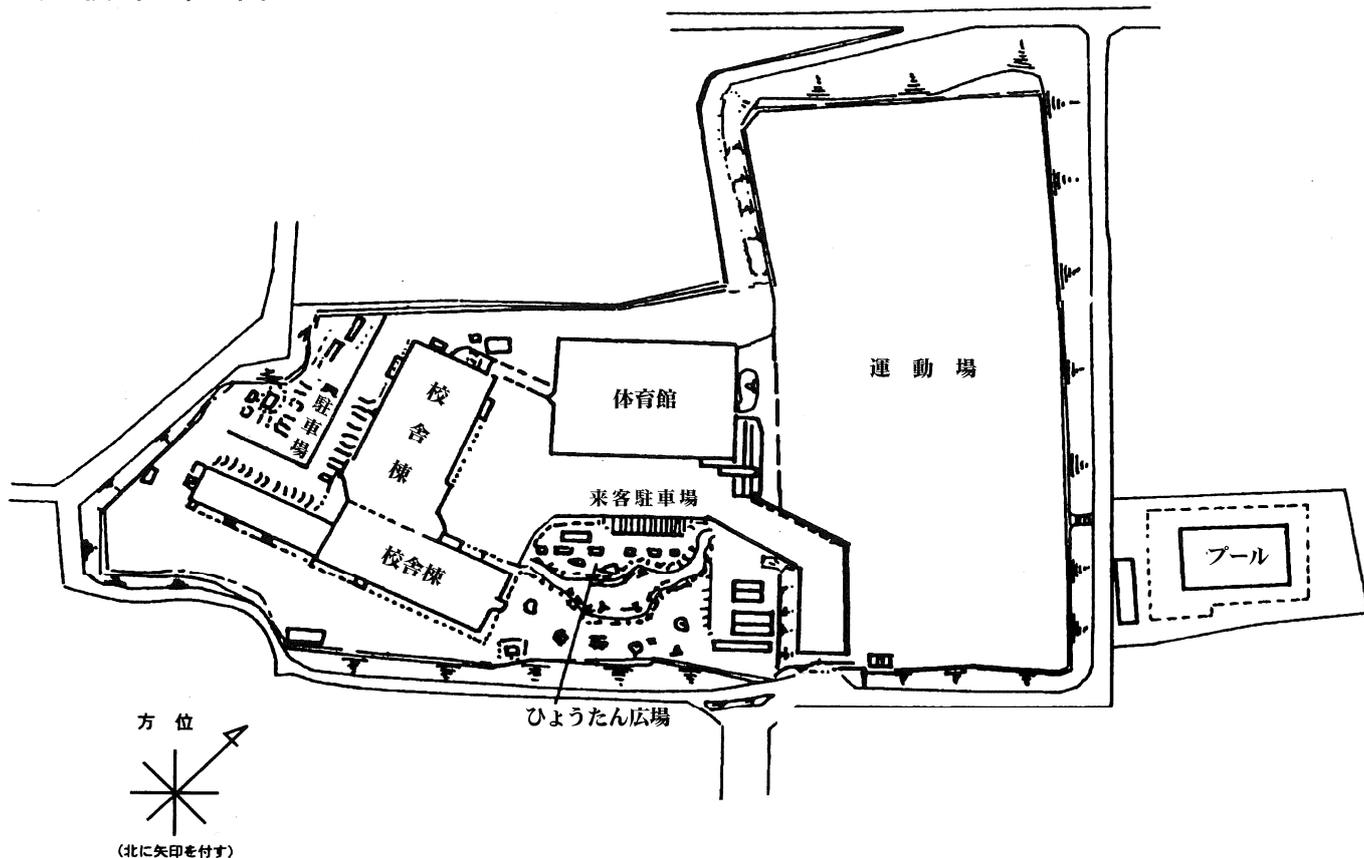
鹿島台商業高等学校



・地理院地図(電子地形図(タイル):ズームレベル14)に、各学校位置を図示し、近隣の駅名を枠囲みしたものである。

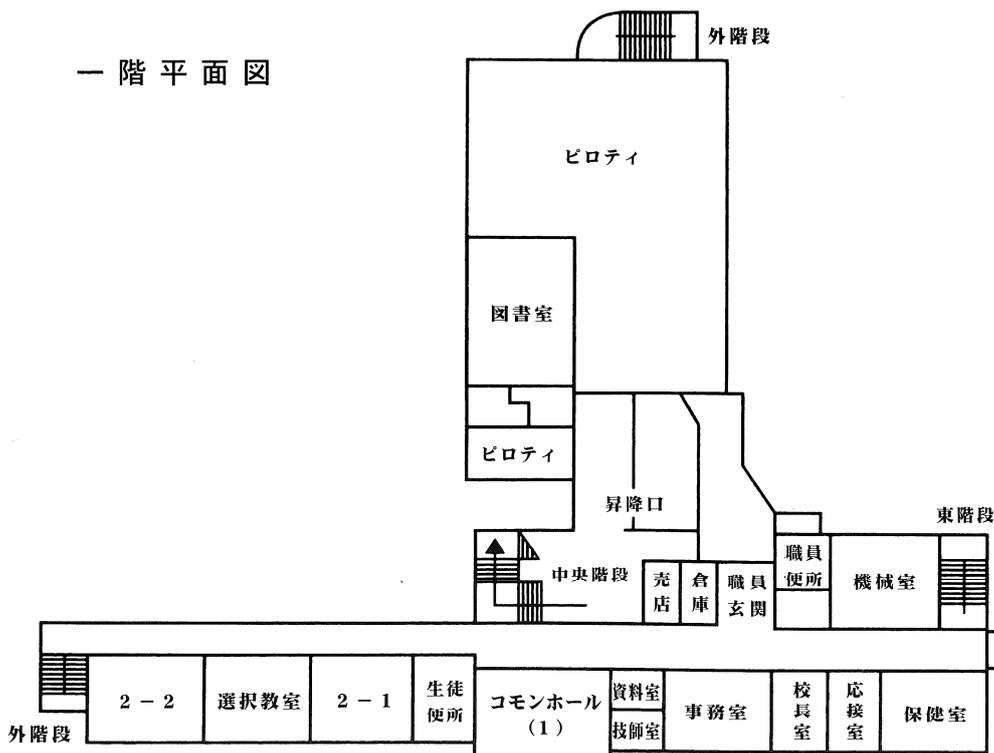
1 現在の松山高等学校配置図

学校位置図



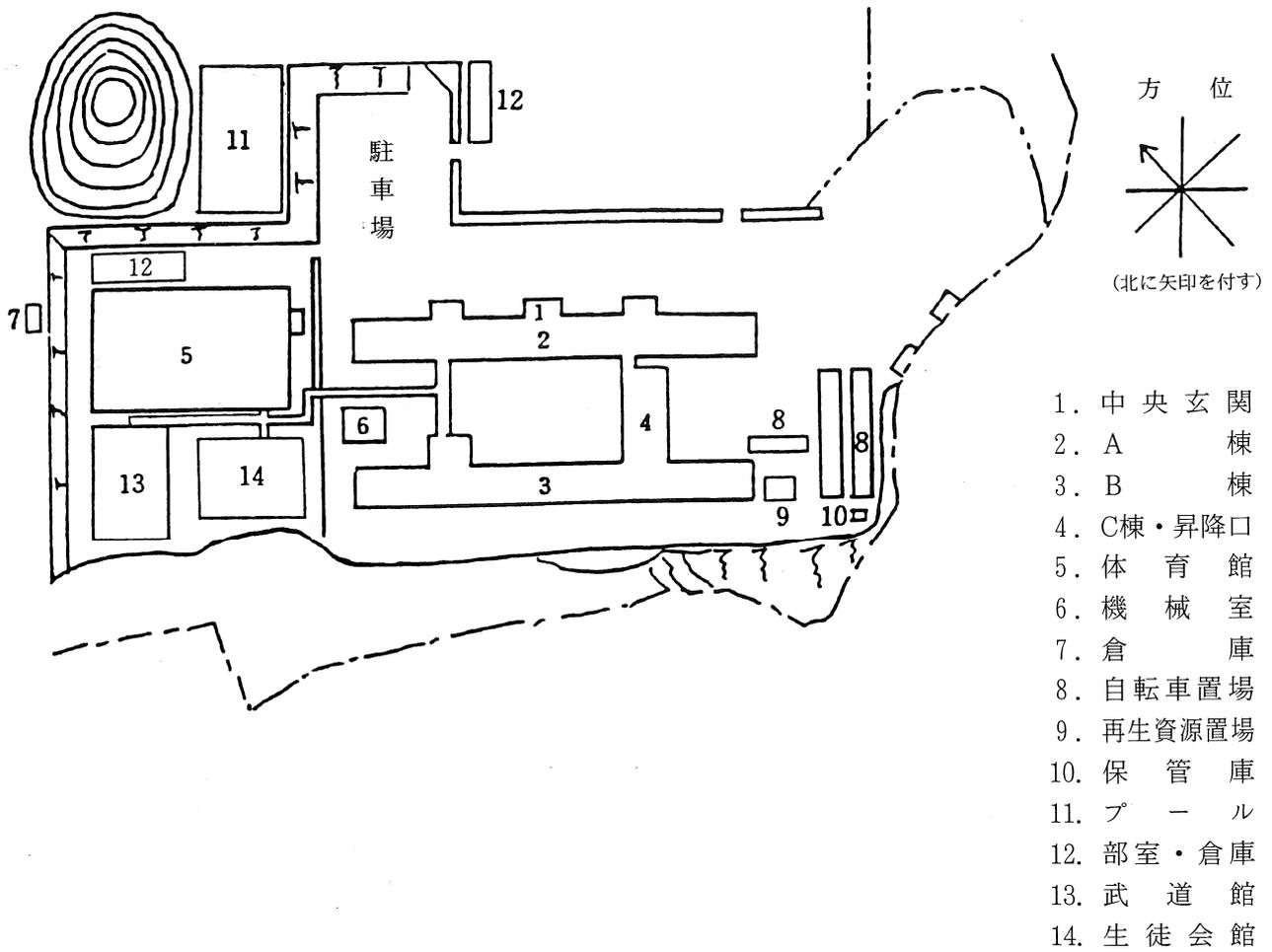
校舎配置図

一階平面図

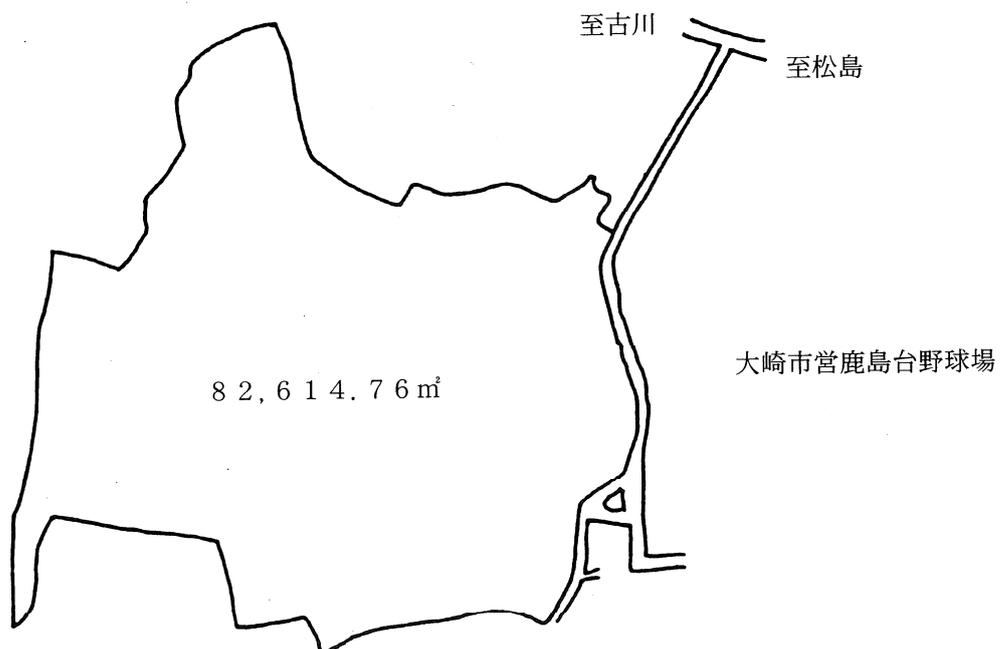


## 2 現在の鹿島台商業高等学校配置図

### 16 校舎配置図

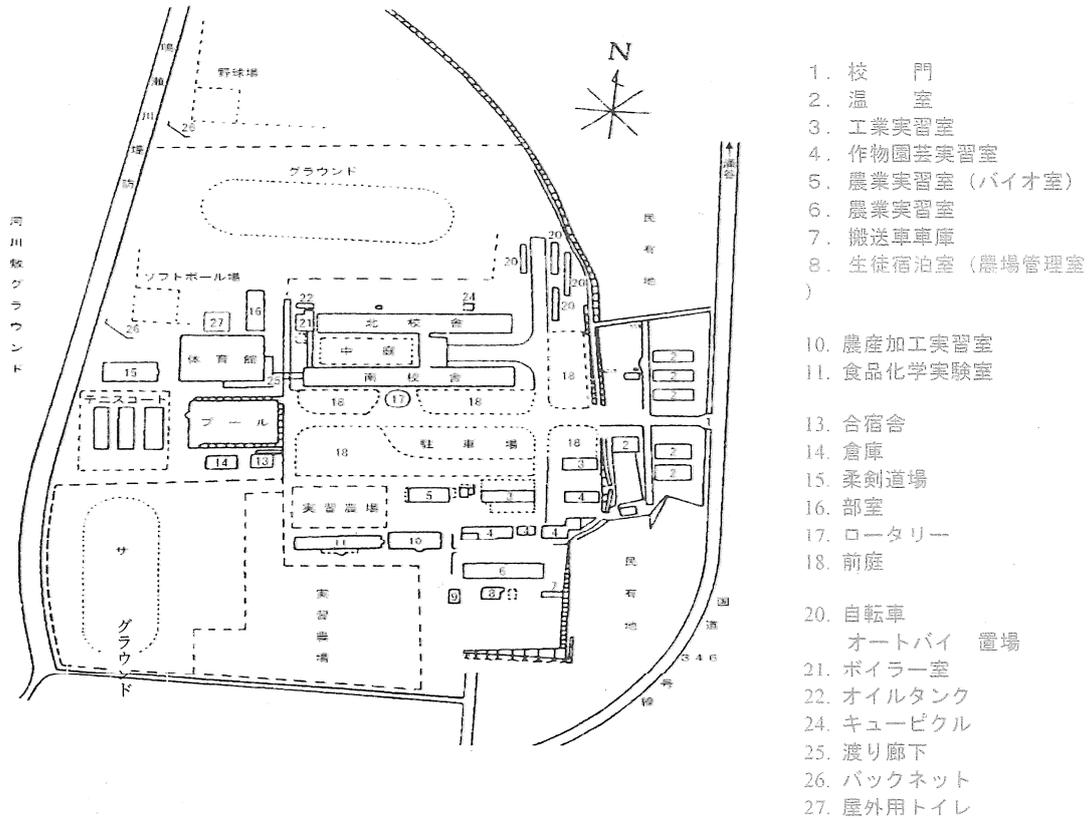


### 17 校地見取図

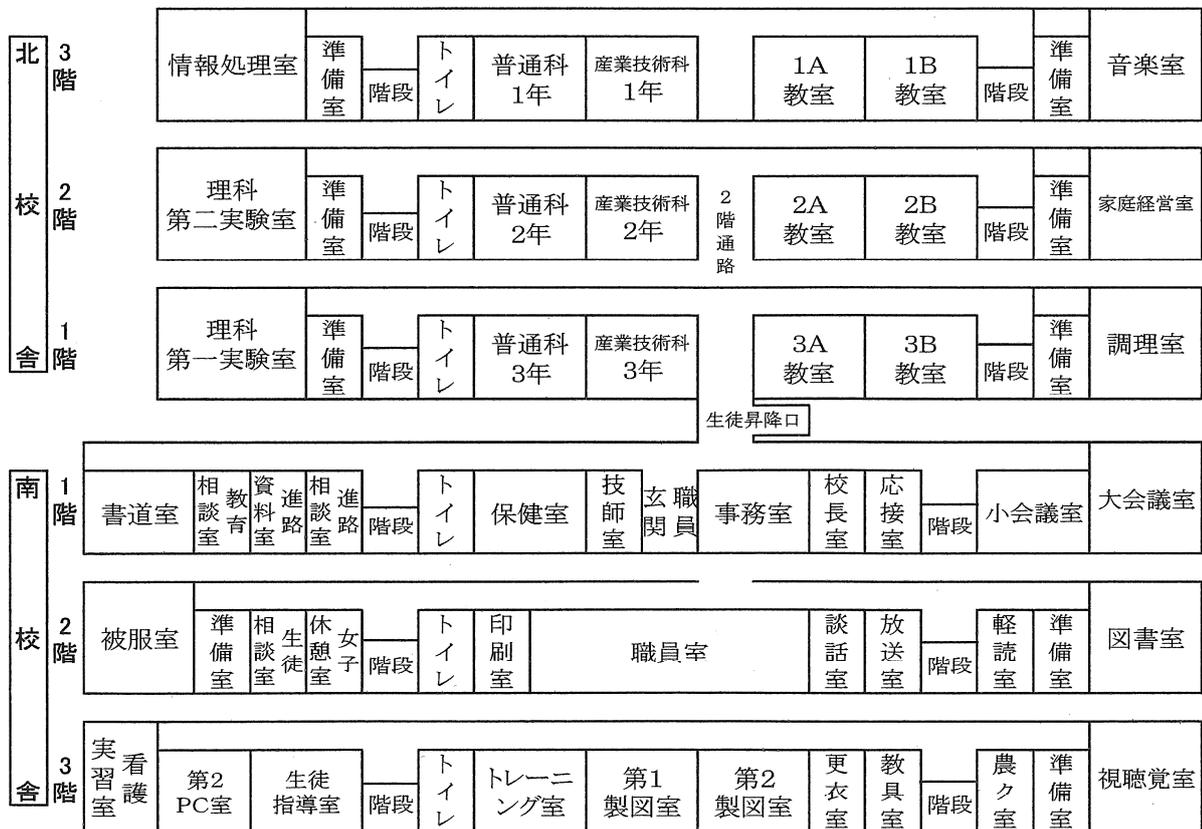


### 3 現在の南郷高等学校配置図

#### 20 学校全図



#### 21 校舎平面図



# 1 拠点校設置場所(鹿島台商業高校)の現況写真

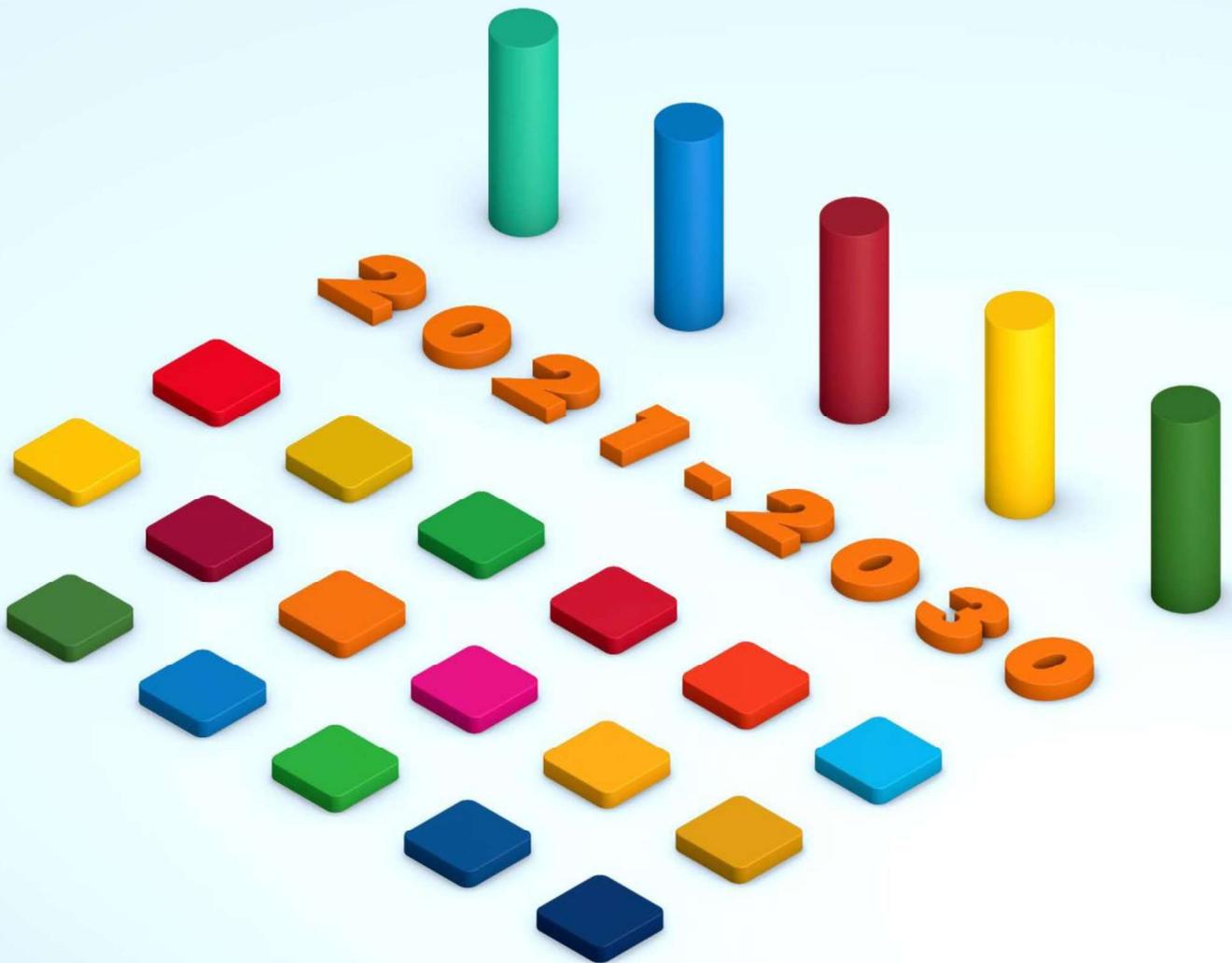
附属資料3



新・宮城の将来ビジョン

# 富県躍進!

(一部抜粋)



## PROGRESS Miyagi

多様な主体との連携による  
活力ある宮城を目指して

宮城県

## 第5章 政策推進の基本方向

県政運営の理念を実現するため、次の政策推進の基本方向「宮城の未来をつくる4本の柱」に基づき、取組を推進していきます。政策推進の基本方向は、「環境・県土」を基盤とし、その上に成り立つ「社会」と「経済」を柱とした枠組みとしており、さらに「子ども・教育」分野については、社会を構成する重要な要素として独立させ、新たに柱立てしています（図 18）。また、その基本方向に沿った「持続可能な未来」のための8つの「つくる」と、18の取組を推進します。

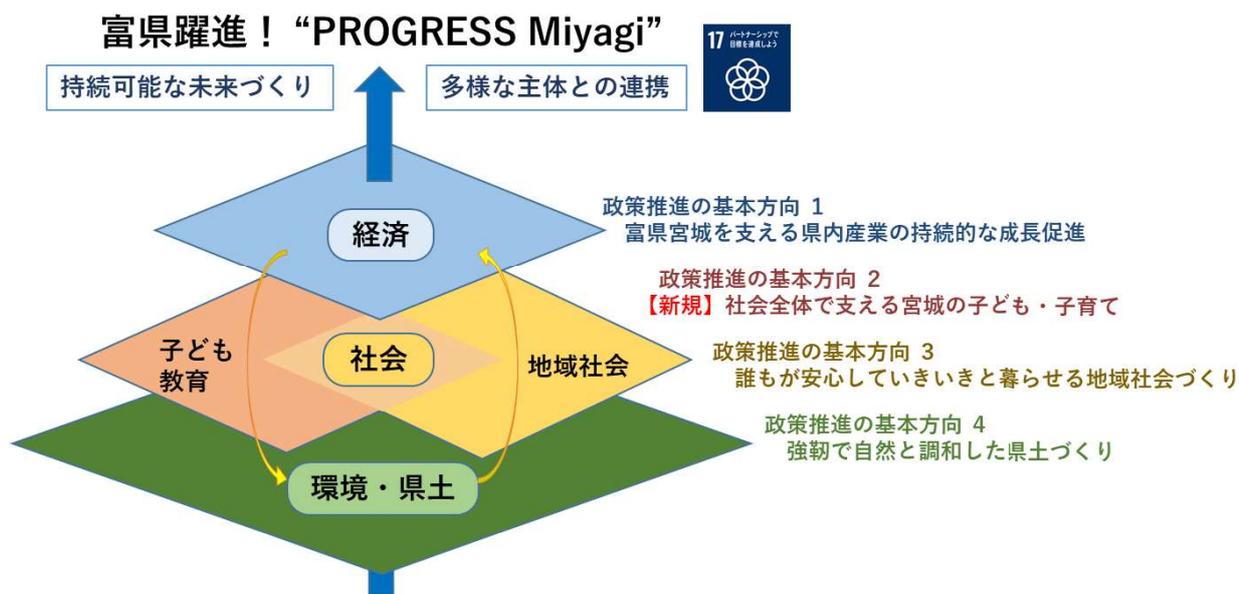


図 18 4つの「政策推進の基本方向」の関係性

### 「富県躍進！」「持続可能な未来」のための8つの「つくる」

<p><b>政策推進の基本方向 1 富県宮城を支える県内産業の持続的な成長促進</b></p> <p>(1) 全産業で、先進的取組と連携によって新しい価値をつくる (Produce / Promotion)</p> <p>(2) 産業人材の育成と産業基盤の活用によって持続的な成長の基礎をつくる (Sustainable growth)</p>	<p>つくる1 新しい価値</p> <p>つくる2 成長の基礎</p>
<p><b>政策推進の基本方向 2 社会全体で支える宮城の子ども・子育て</b></p> <p>(3) 子ども・子育てを社会全体で切れ目なく応援する環境をつくる (Support a new generation)</p> <p>(4) 社会を生き、未来を切りひらく力をはぐくむ教育環境をつくる (Education)</p>	<p>つくる3 子育て</p> <p>つくる4 教育</p>
<p><b>政策推進の基本方向 3 誰もが安心していきいきと暮らせる地域社会づくり</b></p> <p>(5) 一人ひとりがいきいきと豊かに生活できる環境をつくる (Richness)</p> <p>(6) 健康で、安全安心に暮らせる地域をつくる (Good health / Good life)</p>	<p>つくる5 いきいき</p> <p>つくる6 安全安心</p>
<p><b>政策推進の基本方向 4 強靱で自然と調和した県土づくり</b></p> <p>(7) 自然と人間が共存共栄する社会をつくる (Only one Earth)</p> <p>(8) 世代を超えて安全で信頼のある強くしなやかな県土をつくる (Resilience)</p>	<p>つくる7 自然と共存</p> <p>つくる8 県土</p>

富県躍進！“PROGRESS Miyagi”

#### 4つの政策推進の基本方向とSDGsの関わり

図19の「ウェディングケーキモデル」は、SDGsの17のゴールの関連性を可視化したもので、「経済」「社会」「環境」の3つの層に分類され、それらが相互に作用しているものです。

また、「経済」が発展するためには、それを支える「社会」が健全なものである必要があり、さらに、これら全ての活動を支えるものとして「環境」が土台にあることが示されています。



図19 SDGsのウェディングケーキモデル

本ビジョンに掲げる4つの「政策推進の基本方向」についても、この考え方を踏まえながら、多様な主体の連携により、経済、社会、環境の相互関連や相乗効果を重視します。

また、人口減少・少子化が進み、本県の経済・地域社会の将来の担い手となる子ども・教育分野が縮小してしまうと、将来の県全体の縮小を招いてしまうことが想定されます。そこで、「政策推進の基本方向」に、新たに子ども・教育分野（社会全体で支える宮城の子ども・子育て）の推進を掲げるとともに、各分野の質を高めながら「幸福を実感し、いつまでも安心して暮らせる宮城」の実現を目指します（図20）。

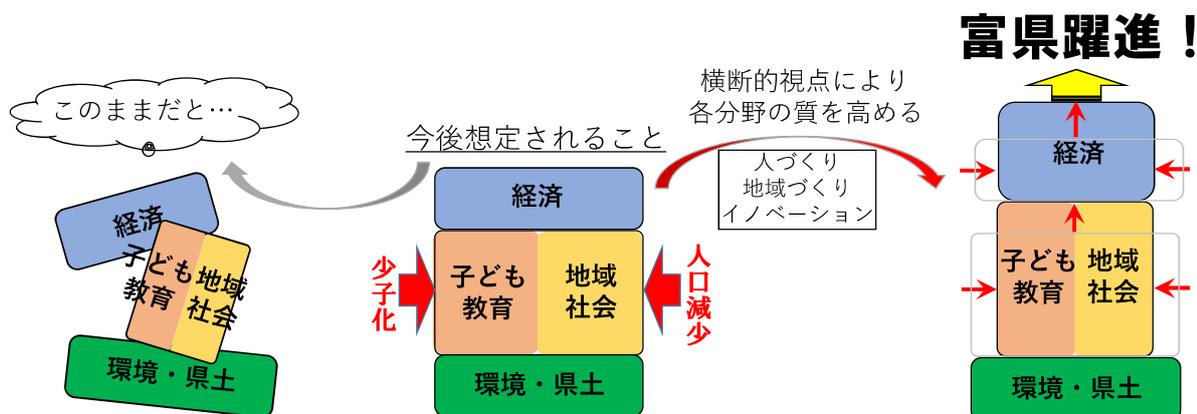


図20 人口減少・少子化の進展と「政策推進の基本方向」の関係性

## 政策推進の基本方向2 社会全体で支える宮城の子ども・子育て

社会全体で、子育て世代を支え、子どもを育てていくとともに、未来の宮城を担う全ての子どもの健やかな成長を後押しし、安心して学び続けることができる教育環境をつくります。

2030年には、若い世代をはじめとした幅広い世代が子育ての楽しさや素晴らしさを実感しながら、子どもを生み、育てることのできる社会がつくられており、人口減少に直面する地域を力強く担い、活躍する人材の育成に向けた教育が行われています。

つくる3  
子育て

### (3) 子ども・子育てを社会全体で切れ目なく応援する環境をつくる

結婚、妊娠・出産、子育てについて切れ目のない支援を充実させるなど総合的な少子化対策を推進するとともに、家庭・地域・学校が連携・協働した活動を深化させ、未来の宮城を担う子どもたちに対する、福祉・教育分野における更なる支援の充実や取組の強化を図ります。



子育て世代包括支援センターでの子育て相談



地域との連携・協働による体験活動

取組6 結婚・出産・子育てを応援する環境の整備

取組7 家庭・地域・学校の連携・協働による子どもを支える体制の構築

つくる4  
教育

### (4) 社会を生き、未来を切りひらく力をはぐくむ教育環境をつくる

多様でめまぐるしい変化が予想されるこれからの社会において、子どもたち自らが置かれた環境や状況と向き合って生きる柔軟性や適応力を養うとともに、夢や志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力をはぐくむ教育を展開します。あわせて、安心して充実した学校生活を送ることができる教育環境を整えます。



高校生の海外をフィールドとした探究活動



ICTを活用した授業づくり研修会

取組8 多様で変化する社会に適応し、活躍できる力の育成

取組9 安心して学び続けることができる教育体制の整備



つくる4  
教育

取組9 安心して学び続けることができる教育体制の整備

【現状・課題】

- 児童生徒数の減少をはじめ、教育を取り巻く社会状況が変化する中で、多様な子どもたち一人ひとりの学びを支える教育体制の実現が求められています。
- 発達障害のある子どもを含め、特別な支援が必要な幼児児童生徒数は増加傾向にあり、一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供と、幼児期から学校卒業後まで一貫して支援する体制づくりが求められています。
- 各学校においていじめの積極的な認知に努めており、認知件数は全国を上回る状況が続いていますが、いじめの未然防止や解消に向けた継続的で効果的な支援に取り組む必要があります。
- 不登校児童生徒数が小・中学校、高校のいずれも増加傾向にあり、個々の状況に応じた多様な適切な教育機会の確保と社会的自立に向けた支援が求められています。
- 人づくりの重要性が増す中、教育の担い手である教員の人材確保と資質能力の向上が一層求められるとともに、子どもたちと向き合う時間が十分に確保され、効果的な教育活動を行うことができる体制の実現が必要です。

【目指す宮城の姿】

- 一人ひとりの多様な特性やニーズに応え、共に学び、社会を生き抜く力を養うための教育環境が整っています。
- 悩みや困難を抱える子どもたちへの支援が充実し、社会的自立に向けた教育環境が整っています。



【実現に向けた方向性】

- ◇ 多様な子どもたちの学びを支える学習環境の充実と魅力や特色ある学校づくりに向けた取組を推進します。
- ◇ 障害のある幼児児童生徒の発達及び学習を支援する体制の充実や学習環境の整備を進めるとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた多様で切れ目のない支援体制を構築し、共生社会の実現に向けて取り組みます。
- ◇ 学校・家庭・地域社会・関係機関等が連携したきめ細かな切れ目のない支援体制を構築し、いじめの未然防止、早期発見、事案対処に向けた総合的かつ効果的な取組を推進するとともに、子どもたちが安心して過ごすことのできる学校づくりに取り組むほか、不登校児童生徒一人ひとりの状況や本人の希望を踏まえ、様々な関係機関等との連携を図りながら、社会や人とのつながりを大事にした効果的な支援を行います。
- ◇ 教員が、児童生徒と向き合う時間を確保し、様々な教育活動に力を十分発揮できるよう、学校現場の業務改善に取り組むほか、大学等と連携・協力し、教員の養成・採用・研修を通じた資質能力の向上に取り組みます。

第 2 期宮城県教育振興基本計画  
～志を育み，復興から未来の創造へ～  
(一部抜粋)

平成 2 9 年 3 月

宮城県・宮城県教育委員会

## 第1章 計画の策定に当たって

### 1 策定の趣旨

宮城県では、教育施策を総合的かつ計画的に進めるため、教育基本法（平成18年法律第120号）に基づき、平成22年3月に「宮城県教育振興基本計画」（計画期間：平成22年度から平成31年度まで）（以下「第1期計画」という。）を策定し、本県教育の振興を図ってきました。

しかしながら、この間、人口減少とそれに伴う少子高齢化が急速に進行するとともに、平成23年3月に発生した東日本大震災等により、本県の子供や社会を取り巻く環境が大きく変化しており、復興後を見据えた次代を担う人づくりが重要となる中で、教育の果たす役割がますます大きくなっています。

あわせて、平成27年4月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）が改正され、教育行政における責任体制の明確化や総合教育会議の設置など、教育委員会制度の抜本的な改革が行われたところであり、新しい教育委員会制度のもと、改めて本県における教育施策の方向性等を示す必要があります。

このようなことから、第1期計画の後継計画として、本県教育の振興に関する施策の総合的かつ体系的な推進を図るため、このたび、「第2期宮城県教育振興基本計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしたものです。

### 2 計画の位置付け

本計画は、平成22年3月に策定した第1期計画の後継計画として、本県教育の目指すべき姿を明らかにするとともに、取り組むべき施策の方向性等を示す計画として策定するものです。

なお、本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき地方公共団体が策定する計画として位置付けられるものです。

### 3 計画の期間

本計画は、平成29年度を初年度とし、平成38年度を目標年度とする10年間の計画とします。

なお、本計画に掲げた目標を着実に推進していくため、具体的な施策及び事業を示すアクションプランを別途策定します。

## 第3章 本県教育の目指す姿

### 1 目指す姿

本計画を着実に進めることにより、計画期間である10年間を経過した段階で次のような姿が実現していることを目指すものとします。

学校・家庭・地域の強い絆のもとで、多様な個性が輝き、ふるさと宮城の復興を支え、より良い未来を創造する高い志を持った、心身ともに健やかな子供が育っています。

そして、人々が生きがいを持って、生涯にわたり、多様に学び、交流する中で、豊かな文化と活力のある地域社会が形成されています。

### 2 計画の目標

「目指す姿」の実現に向けて、次の5つを本計画の目標として取り組んでいきます。

**<目標1> 自他の命を大切にし、高い志と思いやりの心を持つ、心身ともに健やかな人間を育む。**

人間が社会の一員として生きていくためには、生命を大切にする心や思いやりの心、規範意識などの道徳性を持ち、互いを尊重し、共に支え合い、助け合っていくことが必要です。また、様々な人との関わりを通して自己理解や他者理解が深まることで、自らの生き方の主体的な探求につながり、その結果として、より良い未来を創造する高い志を持つことができるようになります。

このことから、他者や社会との関わりを再認識させた震災の経験を、自分を見つめ直す機会と捉え、自己の成長につなげていく意味においても、本県独自の取組である「志教育」を一層推進し、教育活動全体を通じて、豊かな人間性や社会性、そしてその土台となる健やかな体を育み、心身ともに健やかな人づくりを進めます。

**<目標2> 夢や志の実現に向けて自ら学び、自ら考え行動し、社会を生き抜く人間を育む。**

グローバル化や情報化の進展など多様で変化の激しい社会を生き抜いていくためには、基礎的・基本的な知識・技能の定着とともに、学んだことを活用して自ら考える主体的・能動的な力が求められています。

このことから、幼児期から学ぶ意欲の源となる夢や志を育み、その実現に向けて強い意志を持って自律的に行動し、社会を生き抜く人づくりを進めます。

**<目標3> ふるさと宮城に誇りを持ち、東日本大震災からの復興、そして我が国や郷土の発展を支える人間を育む。**

東日本大震災からの創造的な復興を実現し、持続可能な地域社会をつくっていくために何より必要なのは、未来を担う人材の育成です。そして、県民一人一人がふるさと宮城に誇りを持ち、本県の再生、発展に向けて主体的に取り組んでいくことが必要です。

このことから、子供たちに郷土を愛する心や社会に貢献する力を育み、宮城の将来を担い、我が国や郷土の発展を支える人づくりを進めます。

**<目標4> 学校・家庭・地域の教育力の充実と連携・協働の強化を図り、社会全体で子供を守り育てる環境をつくる。**

次代を担う子供たちを育てていくためには、学校のみならず家庭や地域が、教育の観点でそれぞれの役割を果たしながら緊密に連携・協働し、社会総がかりでの教育の実現を図ることが必要です。

このことから、学校を中心として子供たちが安心して楽しく学べる教育環境づくりを進めるとともに、学校・家庭・地域それぞれの教育力の充実と連携・協働の仕組みづくりを行い、社会全体で子供を守り育てる環境をつくっていきます。

**<目標5> 生涯にわたり学び、互いに高め合い、充実した人生を送ることができる地域社会をつくる。**

県民一人一人が自己の人格を磨き、豊かで充実した人生を送るためには、学校や社会で行われる学習をはじめ、文化芸術、スポーツなど様々な活動を通して、生涯にわたって主体的に学習に取り組むことが必要です。また、生涯学習に取り組む中で、仲間と互いに高め合い、学ぶ楽しさや喜びを広げ、そして学びの成果を社会に還元していくことが、より良い地域づくりや社会づくりにつながっていきます。

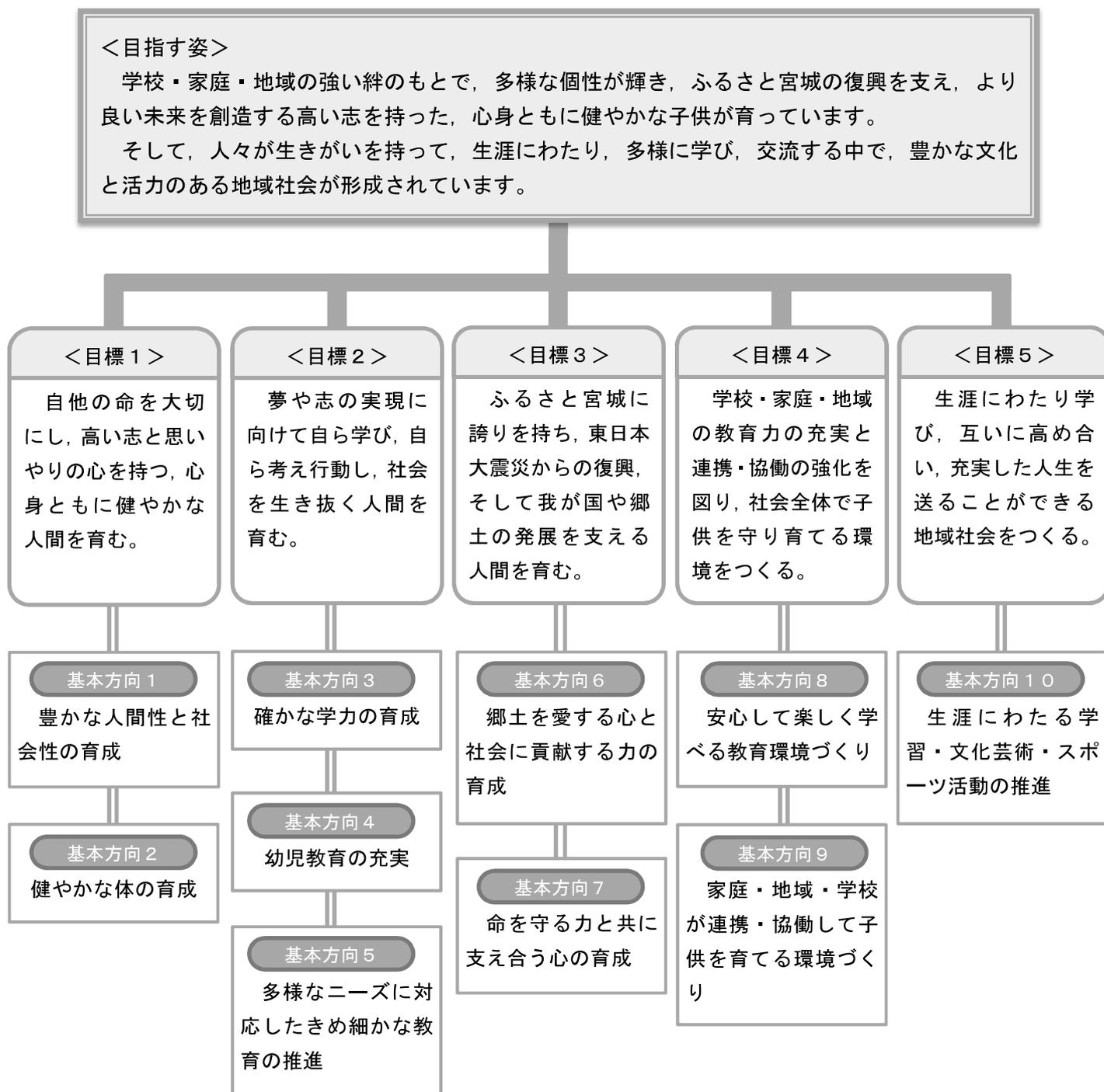
このことから、県民誰もが、生涯にわたり主体的に学び続けることで充実した人生を送るとともに、互いに高め合い、その成果が幅広く生かされていく地域社会の形成を目指していきます。

## 第4章 施策の展開

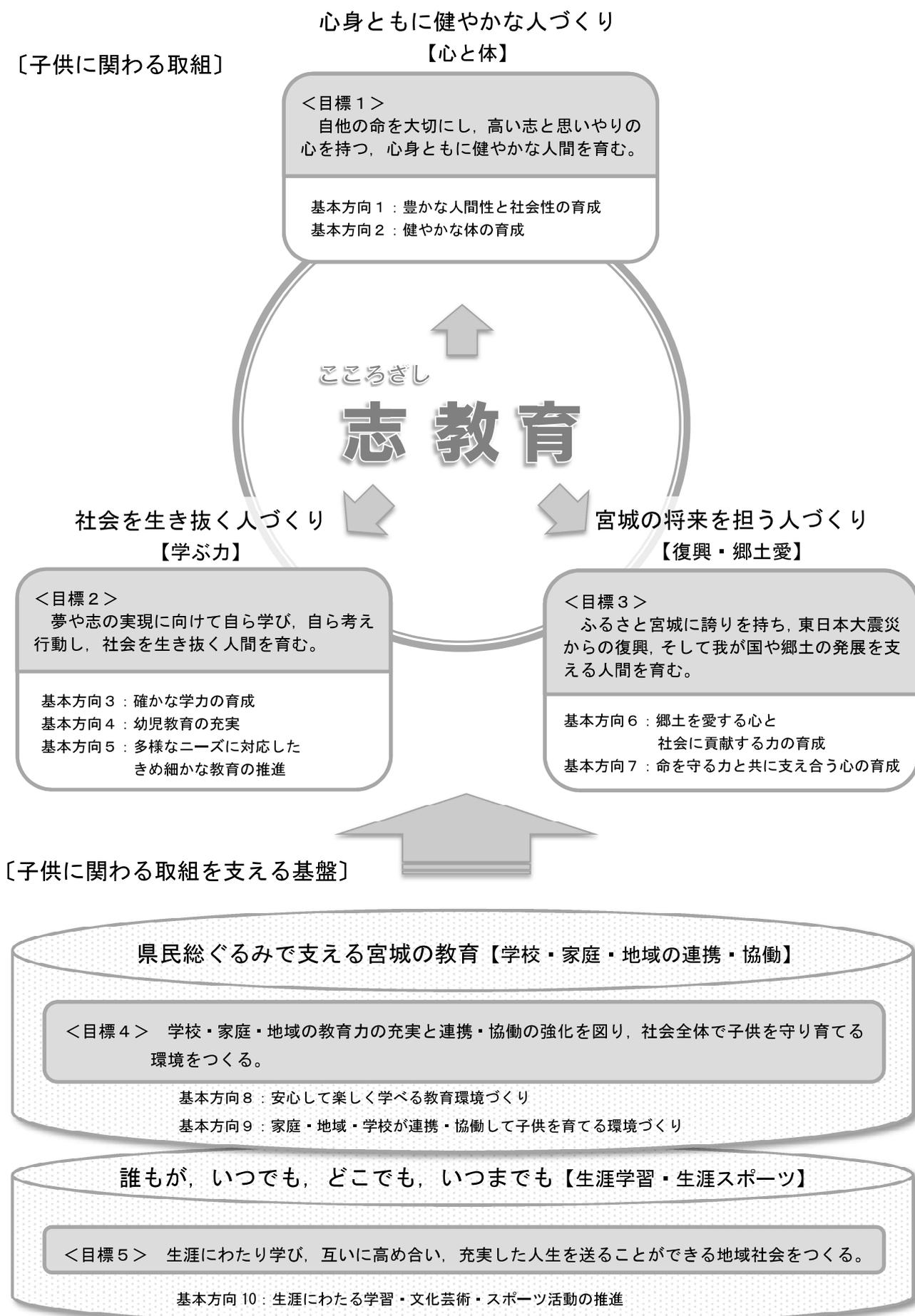
### 1 施策の全体体系

本計画では、計画の理念として掲げた「目指す姿」と5つの「計画の目標」のもと、それらの実現に向けて取り組んでいきます。

そのために実施する主な施策を10の「基本方向」に分け、全部で35の取組を実施します。また、そのうち16の取組については、重点的取組として特に力を入れて推進していきます。



(施策の全体体系イメージ図)



(発達段階における取組イメージ)

		生涯学習等 学校教育	
		就学前	義務教育
		特別支援教育	
<b>子供に関わる取組</b>			
<b>&lt;目標1&gt; 自他の命を大切にし、高い志と思いやりの心を持つ、心身ともに健やかな人間を育む。</b>			
心身ともに健やかな人づくり 【心と体】	基本方向1 (1) 生きる力を育む「志教育」の推進 高い志と豊かな心を持った人づくり、発達段階 基本方向1 (2) 思いやりがあり感性豊かな子供 道徳教育、コミュニケーション能力の育成、 基本方向1 (3) いじめ・不登校等への対応、心 「行きたくなる学校」づくり、教育相談体制の	基本方向2 (1) 健康な体づくりと体力・運動能力の向上 楽しく運動ができる取組、運動習慣の確立、学校体育の充実、運動部活動の体 基本方向2 (2) 食育の推進 健全な食生活と心身の健康増進、食材の理解と食文化の継承、地域の生産者との交流、栄養教諭・学校栄養	基本方向2 (3) 心身の健康を育む学校保健の
	<b>&lt;目標2&gt; 夢や志の実現に向けて自ら学び、自ら考え行動し、社会を生き抜く人間を育む。</b>		
社会を生き抜く人づくり 【学ぶ力】	基本方向3 (1) 基礎的・基本的な知識・技能の定着と活用する力の伸長 主体的に学ぶ意欲と学んだことを活用する力の育成、基本的生活習慣の確立、「分かる授業」づくり、優れた才能や個性を伸ばす教育、小	基本方向3 (2) 国際理解を育む教育の推進 基本方向3 (3) ICT（情報通信技術）教育の推 情報モラル教育を含む情報教育の充実、教科 基本方向3 (4) 社会形成・社会参加に関する教 民主主義を支える一員であることを理解・実 基本方向3 (5) 環境教育の推進 自然を生か	基本方向4 (1) 幼児期における「学ぶ土台づくり」の推進 「学ぶ土台づくり」の推進、家庭教育支援 等 基本方向4 (3) 幼児教育の推進に向けた体制づくり 幼児教育から高校教育までを教育の視点から一貫して支える体制づくりの推進 等 基本方向4 (2) 幼児教育の充実のための環境づくり 幼・小の連携強化、小学校への円滑な接続、幼稚園教員・保育士等の資質向上 等 基本方向5 (1) 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進 自立と社会参加に向けた切れ目のない支援体制づくり、個々の能 基本方向5 (2) 多様な個性が生かされる教育の推進 子供の力を最大限に伸ばす教育の推進、一人一人の特性に応じた適切な配慮・支援
	<b>&lt;目標3&gt; ふるさと宮城に誇りを持ち、東日本大震災からの復興、そして我が国や郷土の発展を支える人間を育む。</b>		
宮城の将来を担う人づくり 【復興・郷土愛】	基本方向6 (1) 伝統・文化の尊重と郷土を愛する心の育成 自国や郷土の歴史への関心と理解を深める教育、文化を継承する人材の育成 基本方向6 (3) 宮城の将来を担う人づくり 将来の職業人・社会人として自立する上で必要な能力や態度の育成、地域を支える人材・国際	基本方向7 (1) 系統的な防災教育の推進 発達段階に応じた系統的な防災教育の推進、県全体での防災教育の実践と成果の共有、学校と地域が連携した防災教育の推進、震災の 基本方向7 (2) 地域と連携した防災・安全体制の確立 防災主任・安全担当主幹教諭を中心とした学校防災マニュアルの見直しや地域合同防災訓練の実施等、学校を含めた地域の防災力の向	
	<b>子供に関わる取組を支える基盤</b>		
<b>&lt;目標4&gt; 学校・家庭・地域の教育力の充実と連携・協働の強化を図り、社会全体で子供を守り育てる環境をつくる</b>			
県民総ぐるみで支える宮城の教育 【学校・家庭・地域の連携・協働】	基本方向8 (1) 教員の資質能力の総合的な向 教員採用選考の改善、人事異動の在り方の工 基本方向8 (2) 教職員を支える環境づくりの推 学校業務の精選・見直し、専門スタッフ等に 基本方向8 (3) 学びのセーフティネットの構築 総合的な子どもの貧困対策の推進、多様な二 基本方向8 (4) 開かれた魅力ある学校づくりの 学校評価の充実、地域人材の積極的な活用、	基本方向8 (5) 学校施設・設備の整備充実 震災で被害を受けた学校施設の復旧・再建、非構造部材の耐震化の促進 等 基本方向8 (6) 私学教育の振興 各種助成措置などの支援、公立学校との教員の人事交流や研修・研究などの積極的な取組 等	
	<b>&lt;目標5&gt; 生涯にわたり学び、互いに高め合い、充実した人生を送ることができる地域社会をつくる。</b>		
誰もが、いつでも、どこでも、 いつまでも 【生涯学習・生涯スポーツ】	基本方向9 (1) 家庭の教育力を支える環境づくり 親としての「学び」と「育ち」の支援、家庭教育支援体制の充実、家庭教育支援団体との 基本方向9 (2) 地域と学校の新たな連携・協働体制の推進 「地域学校協働活動」の推進、「地域学校協働本部」の組織化の推進、コミュニティ・スクールの推進、みやぎ教育応援団などの活用、家庭 基本方向9 (3) 子供たちが安全で安心できる環境づくり 地域ぐるみの学校安全体制の整備、情報機器の利便性と危険性についての理解	基本方向10 (1) 誰もがいつでも学ぶことができる環境の充実 生涯にわたり学び続けることができる環境づくり、「学びと実践の循環」 基本方向10 (2) 多様な学びによる地域づくり 多様な学習成果の実践や活動への参画を通じた地域コミュニティの活性化、生涯学習を 基本方向10 (3) 文化芸術活動の推進 個性・感性・創造性を育む環境づくり、文化芸術活動を担う人材・団体の育成、文化芸術に触れる 基本方向10 (4) スポーツの価値を活用した生涯スポーツ社会の構築 県民主体の地域のスポーツ環境の整備、「する、みる、支える」活動による生涯にわたるスポーツへの取組の推進、県有スポーツ施設の整 基本方向10 (5) 競技力向上に向けたスポーツ活動の推進 プロスポーツや企業スポーツの更なる定着促進、競技スポーツの選手育成強	

※ 基本方向ごとに、主に注力して取り組む発達段階を図示したものです。

生涯学習等		
学校教育		
義務教育	高等学校	
特別支援教育		
<p><b>進</b> 階に応じた確かな「心」の成長，NPO等民間団体と学校との連携強化，みやぎの先人集「未来への架け橋」の活用 等</p> <p><b>の育成</b> 自然体験，ボランティア活動，社会性・協調性・自立性等の人間関係形成能力の育成，文化芸術活動，読書環境の整備 等</p> <p><b>のケアの充実</b> 充実，未然防止，早期発見・早期対応，心のケアの長期的・継続的な取組 等</p>		
<p><b>制整備</b> 等 職員の資質向上，「食の大切さ」に関する情報発信 等</p>		
<p><b>充実</b> 学校保健計画の策定，学校保健・保健教育の充実 等</p>		
<p>・中・高等学校の連携強化，学力・学習状況調査の一層の活用 等</p> <p>小学校段階からの外国語活動の推進，英語力の向上に向けた教育の充実，国際的視野を深める体験活動等の充実 等</p> <p><b>進</b> 指導におけるICT活用「MIYAGI Style」の推進，快適にICTを活用できる基盤の構築 等</p> <p><b>育（シチズンシップ教育）の推進</b> 践するために必要な知識・スキル・価値観の育成 等 した体験活動，生命を尊重し自然を愛する心の育成 等</p>		
<p>力を最大限に伸ばす学校づくり，共生社会の実現に向けた地域づくり 等 ，多様な個性を尊重し互いに認め合う態度の育成 等</p>		
<p>，郷土を愛する心の育成，発信力・コミュニケーション能力・社会貢献の意識を持つグローバル人材の育成 等 社会で活躍する人材の育成と支援，職業や進路に関する啓発的な取組の推進，専門的職業人の育成 等</p>		<p><b>基本方向6（2）文化財の保護と活用</b> 保存修理や土地の公有化，後継者育成や技術研さんの支援，地域活性化のための効果的な活用 等</p>
<p>教訓を後世に伝える人材の育成，震災の教訓を次世代に継承する取組の推進 等</p> <p>上と地域社会の安全・安心の一層の充実，学校施設の防災機能整備の推進，学校安全活動の活性化と充実 等</p>		
<p>○</p>		
<p><b>上</b> 夫・改善，学び続けるための体系的な教員研修の改善・充実，若手職員への知識・技能の伝承，新たな人事評価制度の確立 等</p> <p><b>進</b> よる支援，学校事務の共同化，教務補助職員の配置，学校運営支援統合システムの利用促進，健康管理対策の充実 等</p> <p><b>に向けた学習環境の整備充実</b> 一ズに応じた学習機会の確保，奨学金制度等による支援の継続，NPO等民間団体との連携強化 等</p> <p><b>推進</b> 「社会に開かれた教育課程」の実践，県立高校将来構想の策定，定時制・通信制高校教育の充実，入学者選抜制度の検証・改善 等</p>		
<p>連携促進，社会全体で子供の成長を支えていくための気運醸成，基本的な生活習慣の確立 等</p> <p>・地域・学校のより良い関係づくり，交流の場（プラットフォーム）の設置の推進 等 促進，放課後児童クラブや放課後子供教室の計画的な整備，安心で安全なまちづくりの推進 等</p>		
<p>の形成，「生涯学習プラットフォーム」の構築，社会教育施設を拠点とした地域住民の自発的な学習や交流等の場の提供 等 支える地域リーダーの育成，文化・芸術団体とスポーツ団体が共同して活動できる環境づくり 等 機会づくり 等</p> <p>備やスポーツに関する情報提供などの条件整備，アダプテッド・スポーツの普及・強化 等 化や支援体制の整備，トップアスリート・指導者に対する評価，キャリアを生かしたセカンドライフ支援 等</p>		

目標4：学校・家庭・地域の教育力の充実と連携・協働の強化を図り，社会全体で子供を守り育てる環境をつくる。

## 基本方向8 安心して楽しく学べる教育環境づくり

### <方向性>

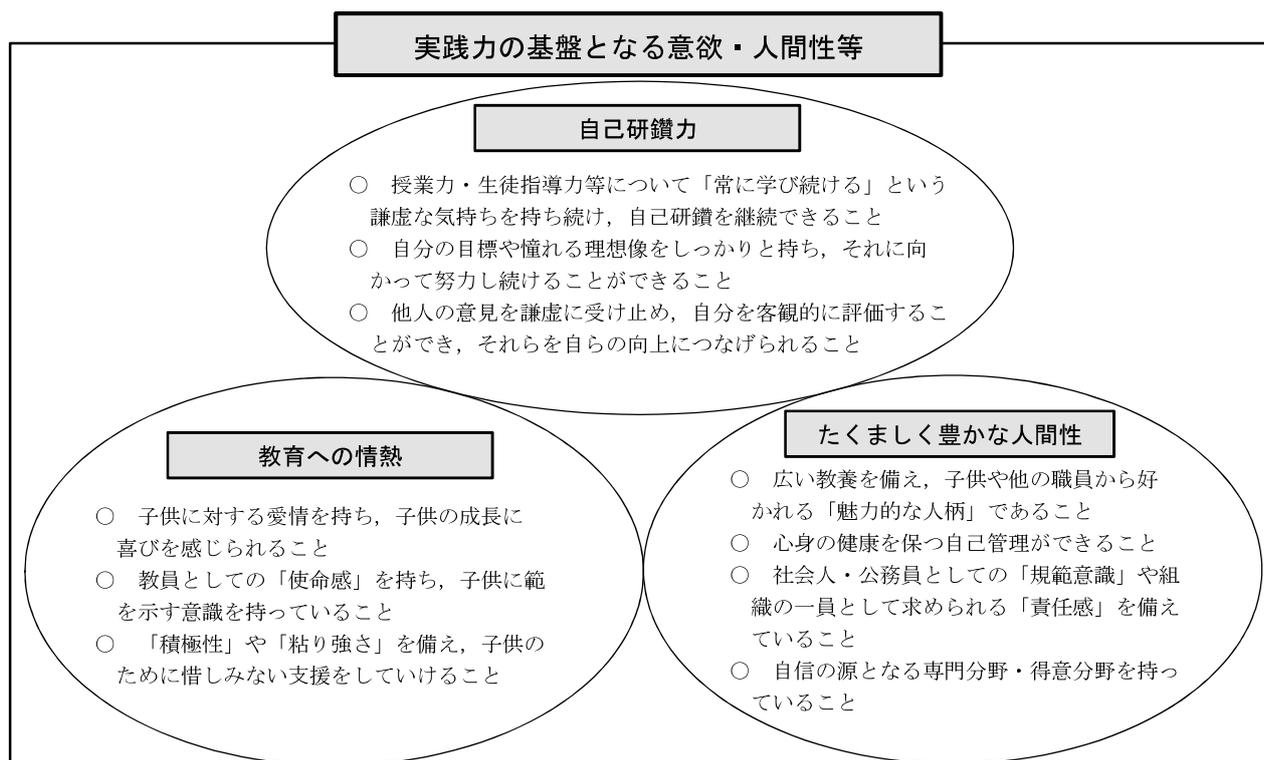
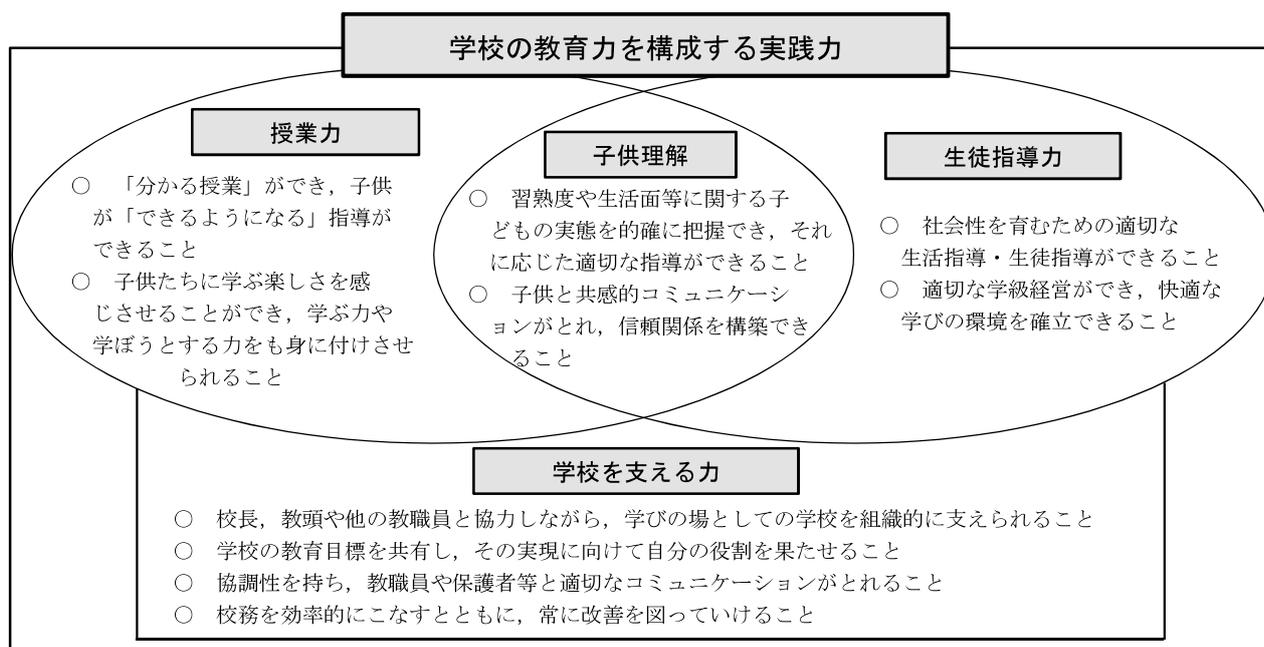
- ・ 多様化，複雑化する教育課題に対応し，教育水準の向上を図るため，高度な教育的実践力のもとより，その基盤となる教育への情熱，子供たちに対する教育的愛情や深い理解，そして社会の変化に適応するための知識及び技能など，教員の資質能力の総合的な向上を図ります。
- ・ 学校の抱える課題が多様化，複雑化し，学校に求められる役割が拡大する中で，外部人材の有効な活用などにより，教員が子供と向き合える時間を十分確保するとともに，教職員一人一人が力を発揮できる環境づくりを進めます。
- ・ 子供の貧困問題への対応や教育を受ける権利などを踏まえ，多様なニーズに応じた学習機会を確保し，「学びのセーフティネット」の構築を図るとともに，被災児童生徒等の就学支援などを行います。
- ・ 家庭や地域の信頼に応え，連携を深めながら子供たちの成長を支えていくため，地域に開かれた魅力ある学校づくりを進めるとともに，社会の変化に対応し，県立高校の改革を推進します。
- ・ 児童生徒が安全で質の高い教育環境の中で安心して楽しく学ぶことができるよう，安全・安心な学校教育を確保するため，被災した学校施設の復旧・再建を進めるとともに，計画的に学校施設・設備の耐震化や整備等を推進します。
- ・ 建学の精神に基づき特色ある教育を展開する私立学校が果たしている役割の重要性を踏まえ，私学への支援を行います。

### (1) 教員の資質能力の総合的な向上 重点的取組10

- ・ 大学との連携による教員養成段階の充実とともに，教員としての適性を見極め，実践力や教育への情熱，たくましく豊かな人間性を持った優れた教員を確保するための教員採用選考の改善や，能力を発揮できる環境づくりに向けた人事異動の在り方の工夫・改善に取り組みます。
- ・ 教員に求められる資質能力を高めていくため，若手教員から学校管理職まで，教職経験に応じて，学び続けるための体系的な教員研修の改善と充実を図り，教職に対する使命感や誇り，やりがいを持ち，本県教育を支える教員を育てていきます。

- ・ OJT<sup>※29</sup>の強化を図り、教員同士がともに支え合いながら日常的に学び合える校内研修の充実に取り組むとともに、校内指導体制を整備し、若手教員への知識・技能の伝承を図ります。
- ・ 新たな人事評価制度を確立し、教職員一人一人の資質能力の向上と学校の教育活動の活性化を図るとともに、教育実践等に顕著な成果を挙げた教職員を表彰し、意欲の向上を図ります。

＜宮城の教員に求められる資質・能力＞



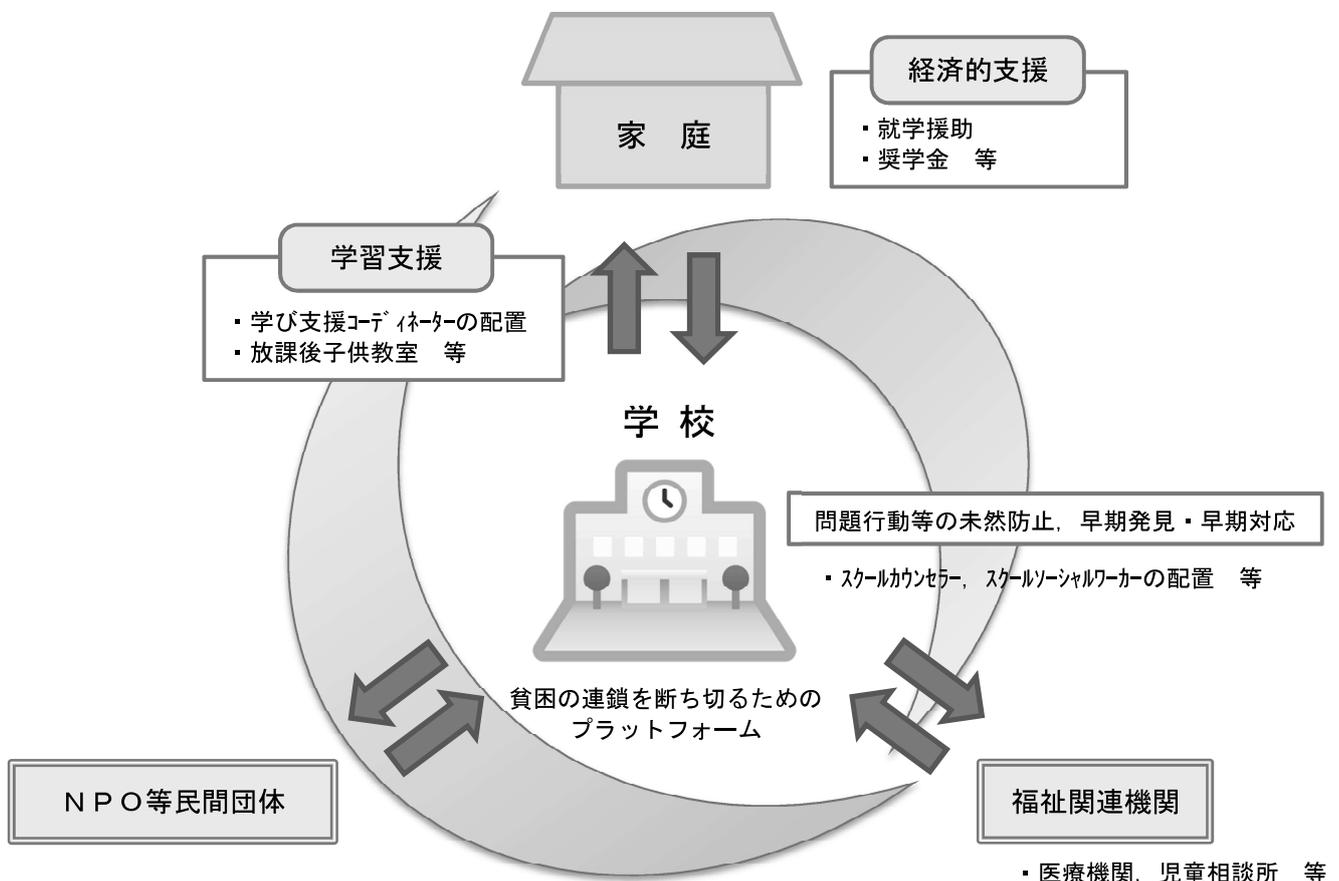
## (2) 教職員を支える環境づくりの推進

- ・ 教科指導や生徒指導など教員としての本来の職務に専念できるよう、学校業務の精選と見直しを行うとともに、専門スタッフや学び支援員による支援及び運動部活動における外部指導者の活用などを行い、教員が子供と向き合える時間を確保します。
- ・ 学校事務の共同化や教務補助職員の配置、学校運営支援統合システムの利用促進などにより、校務の効率化・情報化を図り、教職員が仕事のしやすい環境づくりを進めます。
- ・ 在校時間調査に基づいた長時間勤務の縮減に向けた取組、メンタルヘルス等に関する各種セミナーの開催や健康診断事業等による心身のケアを計画的に行い、教職員が健康で職務に専念できるよう、健康管理対策の充実を図ります。

(3) 学びのセーフティネットの構築に向けた学習環境の整備充実 重点的取組 11

- ・ 経済的理由による教育格差を改善するため、学校を貧困の連鎖を断ち切るためのプラットフォームとして位置付け、学校を窓口として福祉関連機関等との連携を図るなど、保健福祉部門と教育部門との緊密な連携のもとで、総合的な子供の貧困対策を推進します。
- ・ 学び支援コーディネーターの配置など地域による学習支援や、高校中退者等に対する学び直しの機会を提供することなどにより、多様なニーズに応じた学習機会を確保します。
- ・ 経済的理由により修学が困難な高校生に対し、奨学金制度等による支援を継続して行います。
- ・ 被災した児童生徒等が安心して就学できる環境を整備するため、奨学金の給付などの就学支援を行うほか、通学困難な児童生徒に対する交通手段の確保を図ります。
- ・ 子供の居場所づくりや学習支援の充実に向けて、市町村教育委員会やNPO等民間団体との連携強化を図ります。

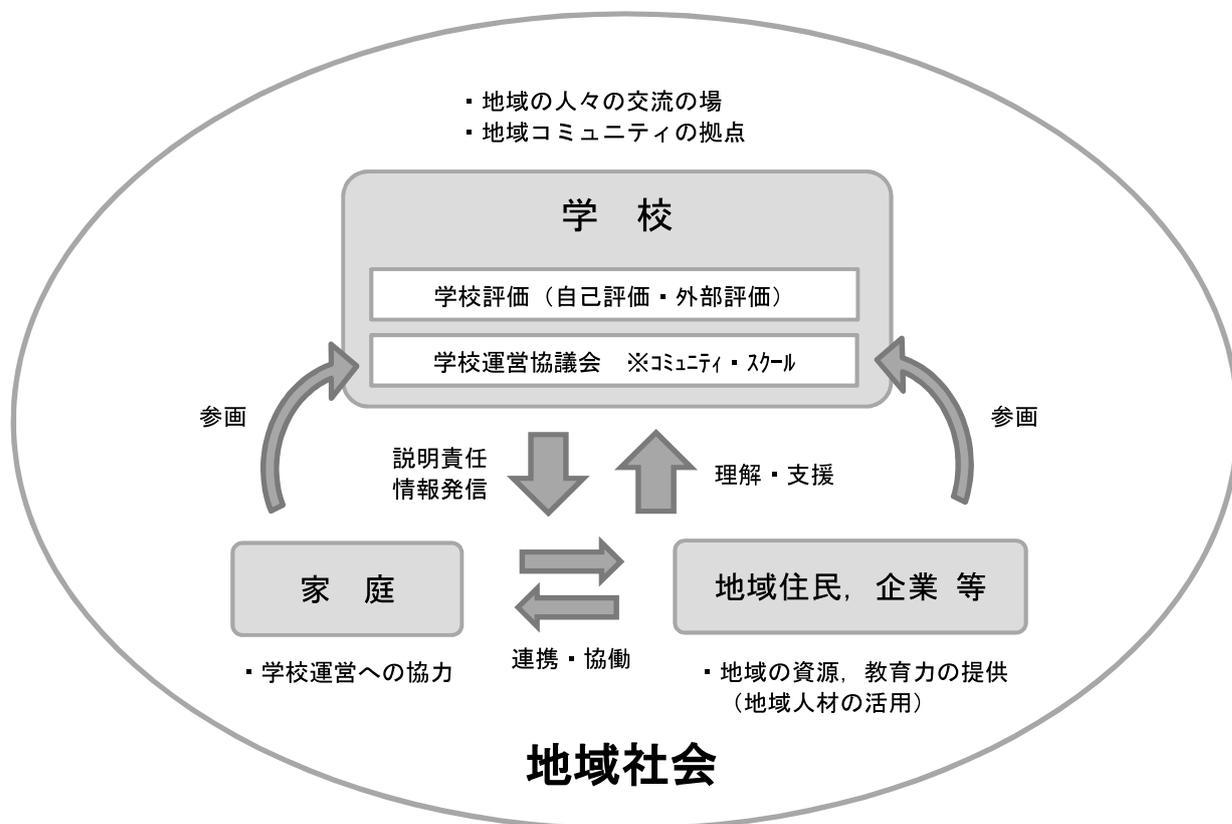
<学びのセーフティネットの構築>



(4) 開かれた魅力ある学校づくりの推進 重点的取組12

- ・ 学校運営の組織的・継続的な改善を図るため、学校評価の充実に取り組むとともに、学校の教育目標や方針、教育計画の内容及び実施状況などを家庭や地域に積極的に発信し、適切に説明責任を果たしていきます。また、地域の人材の積極的な活用や、コミュニティ・スクール<sup>※30</sup>の推進などにより、地域に開かれた魅力ある学校づくりを進めます。
- ・ 地域の人材や社会資源の活用、社会教育施設との連携など、地域社会と結び付いた教育を展開し、「社会に開かれた教育課程<sup>※31</sup>」を実践していきます。
- ・ 各地域における高校の役割や期待など、地域の意見を聞きながら地域のニーズを踏まえた県立高校将来構想を策定し、学校の再編・統合や学科の改編などを含め、生徒数の減少や社会状況の変化に対応した魅力ある学校づくりを進めます。
- ・ 多様な学びのニーズに応える定時制・通信制高校教育の充実を図ります。
- ・ 県立高校において、より公正かつ教育効果の高い入学者選抜制度の検証、改善を進めます。

<開かれた魅力ある学校づくり>



### (5) 学校施設・設備の整備充実

- 安全・安心な学校教育を確保するため、震災で被害を受けた学校施設の復旧・再建を進めます。
- 災害時の避難所等の役割を果たす学校施設について、天井・外壁等の非構造部材の耐震化を促進します。
- 安全性に加えてユニバーサルデザイン<sup>※32</sup>など教育にとって快適な空間づくりの視点も踏まえながら、経年により老朽化した既存の校舎、屋内運動場の改築や大規模改造など計画的な整備を推進します。
- 各学校の特色ある教育活動の充実に配慮するとともに、将来の県立学校の姿を考慮し、学校の再編・統合等を踏まえ、効率的かつ効果的な施設・設備の整備を推進します。

### (6) 私学教育の振興

- 建学の精神に基づき特色ある教育を展開する私立学校に対し、運営費をはじめとした各種助成措置などにより支援を行います。
- 公立学校との教員の人事交流や、公立私立の枠を越えた研修や研究などに積極的に取り組みます。

#### <基本方向8>

目 標 指 標	現況値	目標値	担当課室
「学校に行くのは楽しいと思う」と答えた児童生徒の割合 (%)			
小学6年生	87.0%	91.0%	義務教育課
中学3年生	80.3%	84.0%	
	(H28年度)	(H32年度)	
保護者及び地域住民等に対して学校公開を実施している学校(小・中)の割合 (%)			
小学校	76.0%	83.0%	義務教育課
中学校	54.0%	60.0%	
	(H28年度)	(H32年度)	
学校関係者評価を広く公表している県立高等学校の割合 (%)	68.0%	90.0%	高校教育課
	(H26年度)	(H32年度)	
学校外の教育資源を活用している公立高等学校の割合 (%)	87.2%	100%	高校教育課
	(H27年度)	(H32年度)	

※29 「OJT」:

仕事の現場で、業務に必要な知識や技術を習得させる研修のこと。オン・ザ・ジョブ・トレーニング (on-the-job training) の略

※30 「コミュニティ・スクール」:

「学校運営協議会」を設置している学校のこと。学校と保護者や地域が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子供たちの豊かな成長を支え、「地域と共にある学校づくり」を進める仕組み。

※31 「社会に開かれた教育課程」:

社会の変化に開かれ、教育が普遍的に目指す根幹を堅持しつつ、社会の変化を柔軟に受け止めていく役割を持つ教育課程。

※32 「ユニバーサルデザイン」:

高齢であることや障害の有無などにかかわらず、全ての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること。